

報告第12号

各種事務事業の取扱いについて

各種事務事業の取扱いのうち、次の専門部会が所管する事務事業について、別紙のとおり調整したので報告する。

平成16年7月9日提出

宇都宮地域合併協議会
会長 福田 富一

- 1 総務専門部会所管事務事業（その4）
- 2 住民専門部会所管事務事業（その3）
- 3 保健福祉専門部会所管事務事業（その3）
- 4 産業専門部会所管事務事業（その3）
- 5 議会制度専門部会所管事務事業（その1）

各種事務事業の取扱いについて

市町村の合併に際しては、それぞれの市町村が行っている各種の事務事業の取扱いについて協議・調整を行うこととなるが、こうした各種事務事業については、専門的な協議・調整を行うために設置した専門部会において調整を行い、調整が整った事項については、協議会において報告事項として取扱う。

各種事務事業の調整が整ったもののうち、住民生活に密着し、著しい影響を与える事項については、自治体の存立に関する基本的な事項や合併特例法による協議事項とともに合併協定項目として審議する。

各種事務事業調整案

各種事務事業調整案総括表

1 調整の状況

専門部会名	総事業数	既提出事業数	提出事業数	未提出事業数
総務専門部会	619	417	200	2
住民専門部会	212	187	25	0
保健福祉専門部会	541	538	1	2
産業専門部会	224	223	1	0
建設専門部会	156	156	0	0
水道・下水道専門部会	124	124	0	0
教育専門部会	194	194	0	0
議会制度専門部会	34	0	32	2
合計	2,104	1,839	259	6

2 調整案の状況（提出事業の内訳）

専門部会名	現行のまま存続	合併時に調整	速やかに調整	段階的に調整	廃止の方向で調整
総務専門部会	9	176	5	8	2
住民専門部会	5	15	3	1	1
保健福祉専門部会	0	0	1	0	0
産業専門部会	0	1	0	0	0
建設専門部会	0	0	0	0	0
水道・下水道専門部会	0	0	0	0	0
教育専門部会	0	0	0	0	0
議会制度専門部会	7	24	0	0	1
合計	21	216	9	9	4

- 「現行のまま存続」・・・ 現行のまま新市に引き継ぐもの
- 「合併時に調整」・・・ 原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの
- 「速やかに調整」・・・ 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するもの
- 「段階的に調整」・・・ 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整するもの
- 「廃止の方向で調整」・・・ 廃止の方向で調整するもの

(参考)

専門部会名	前回までの事業数	増減数	総事業数
総務専門部会	6 1 7	2	6 1 9
住民専門部会	2 0 9	3	2 1 2
保健福祉専門部会	5 4 1	0	5 4 1
産業専門部会	2 2 4	0	2 2 4
建設専門部会	1 5 6	0	1 5 6
水道・下水道専門部会	1 2 4	0	1 2 4
教育専門部会	1 9 4	0	1 9 4
議会制度専門部会	3 4	0	3 4
合 計	2 , 0 9 9	5	2 , 1 0 4

各種事務事業の取扱い

【総務専門部会】

(1) 現行のまま新市に引き継ぐもの

中分類	地域政策	小分類	新市街地の形成
事業名称	市街地開発組合に関する事務		
事業目的・内容	宇都宮市域における工業生産力を増強するため、工業団地及びこれに付随する住宅団地の取得等を行うために栃木県と宇都宮市が設立した一部事務組合である宇都宮市街地開発組合に関する事務を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮のみ実施している事業であり、合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	新市の事業として現行のまま継続する。		

中分類	契約	小分類	建設工事契約
事業名称	入札保証金・契約保証金（建設工事）		
事業目的・内容	入札者が落札者となった場合に、当該契約を締結する義務の履行を確保するため、入札保証金を徴収する。 また、契約を締結する場合に、その完全な履行を確保し、債務不履行等の場合に受ける損害の賠償を容易にするため、契約保証金を徴収する。		
合併に向けた課題	制度上の差異はなく、特に課題はない。		
調整の考え方	合併後も現行の制度により運用する。		

中分類	契約	小分類	工事関連委託契約
事業名称	入札保証金・契約保証金（工事関連委託）		
事業目的・内容	入札者が落札者となった場合に、当該契約を締結する義務の履行を確保するため、入札保証金を徴収する。 また、契約を締結する場合に、その完全な履行を確保し、債務不履行等の場合に受ける損害の賠償を容易にするため、契約保証金を徴収する。		
合併に向けた課題	制度上の差異はなく、特に課題はない。		
調整の考え方	合併後も現行の制度により運用する。		

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	入札保証金・契約保証金（物品等契約）		
事業目的・内容	入札者が落札者となった場合に、当該契約を締結する義務の履行を確保するため、入札保証金を徴収する。 また、契約を締結する場合に、その完全な履行を確保し、債務不履行等の場合に受ける損害の賠償を容易にするため、契約保証金を徴収する。		
合併に向けた課題	各市町とも、財務規則等により徴収していないため、特に課題はない。		
調整の考え方	合併後も現行の制度により運用する。		

中分類	税制税務	小分類	税制関係
事業名称	栃木県都市税務協議会事務局事務		
事業目的・内容	栃木県都市税務協議会は、県内12市の税務に関して、連絡調整を図り、税務業務の円滑な推進に資することを目的とし、当該目的を達成するため、事務局を運営する。		

	各町では、栃木県町村税務協議会を組織，県内 37 町村の税務に関して，連絡調整を図り，税務業務の円滑な推進に資することを目的とする（事務局：町村会）。
合併に向けた課題	合併再編により，都市税務協議会及び町村税務協議会の組織が変化した場合の対応が必要となる。
調整の考え方	都市税務協議会役員市は，申し合わせにより，会長市を宇都宮市，副会長市を足利市，監事市（2市）を宇都宮市・足利市を除く 10 市の輪番，としている。事務局は，規約により会長市に置くこととされているため，現行のまま新市に引き継ぐ。 町村税務協議会事務については町村会が引き続き行うこととなるため，合併に伴う変更点はない。各町の脱退に伴う事務処理が必要なものについては事務を引き継ぐ。

中分類	税制税務	小分類	税制関係
事業名称	宇都宮地区税務協議会関係事務		
事業目的・内容	宇都宮税務署管内における国及び地方公共団体の税務運営について，相互の連絡調整を図る。		
合併に向けた課題	分担金，会議，研修会等の扱いについて調整する必要がある。		
調整の考え方	同協議会の内容には変更がないため，現行のまま新市に引き継ぐこととし，上記の課題について，協議会の中で調整決定して行く。 また，税務署の管轄区域変更等の動向把握については，同協議会事務局（宇都宮税務署）と連絡を密にして情報収集に努め，対応をとる。		

中分類	税制税務	小分類	個人市・県民税
事業名称	栃木県農業所得協議会連合会事務局に関する事務		
事業目的・内容	県内各地区農業所得協議会をもって組織され，地区協議会間の農業所得課税の連絡調整を図り，農業所得課税の適正な運営を期する栃木県農業所得協議会連合会の事務局としての事務を行う（事務局は宇都宮市役所内に置かれている）。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施している事務であり，課題は特にない。		
調整の考え方	規約等に基づき宇都宮市のみが実施している事務であることから，新市として，現行の事務を引き継ぐ。		

中分類	税制税務	小分類	個人市・県民税
事業名称	河宇地区農業所得協議会事務局に関する事務		
事業目的・内容	農業所得課税の適正化を図り，国税・県・市町民税の申告納税の協調を推進し，税務行政全般の事務を円滑に運営することを目的として，宇都宮市及び河内郡内における税務関係官庁の長及び事務担当者をもって河宇地区農業所得協議会の事務局としての事務を行う（事務局は宇都宮市役所内に置かれている）。		
合併に向けた課題	河宇地区農業所得協議会に属しているが合併の枠組みに入っていない南河内町については，協議会の構成において，調整の必要がある。		
調整の考え方	会則に基づき宇都宮市のみが実施している事務であることから，新市として，現行の事務を引き継ぐ。		

中 分 類	賦課	小 分 類	土地課税
事 業 名 称	特別土地保有税事務		
事業目的・内容	徴収猶予土地について、納税義務者からの申請に基づき、事実の確認後に徴収猶予期間中の徴収分について免除する。		
合併に向けた課題	地方税法の規定により特別土地保有税の新たな課税は停止されているため、課題は特にない。		
調整の考え方	これまで各市町で徴収を猶予していた特別土地保有税は、現行のまま新市に引き継ぐ。		

(2) 原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中分類	財政	小分類	財政
事業名称	予算編成方法		
事業目的・内容	<p>資金の配分を通じて、政策、行政サービスに優先順位をつけ、具体化する。</p> <p>基本的には、積上げ方式で編成する。</p>		
合併に向けた課題	合併実施年度及び平成17年度の予算編成（当初・補正）方法の調査検討が必要である。		
調整の考え方	予算編成方法は、基本的には同様の事務の流れであるため、内容等について調整を行い、宇都宮市の例を基準とする。		

中分類	財政	小分類	財政
事業名称	予算編成・財務会計システム		
事業目的・内容	<p>効率的な予算編成、執行管理、決算事務を行うため、予算編成・財務会計システムを導入している。</p>		
合併に向けた課題	<p>予算編成及び財務会計システム方式の採用の検討やシステム導入の際の契約方法（リース・債務負担を設定等）の取扱い、合併後の当該年度の出納整理期間のシステム運用方法、過去のデータの互換性（科目・事業費のデータ）が課題である。</p>		
調整の考え方	システムの容量、入力事務量などを勘案し、宇都宮市のシステムに統一を図る。		

中分類	財政	小分類	財政
事業名称	決算関係事務		
事業目的・内容	<p>決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する資料（主要な施策の成果）、行財政運営状況を国及び県に提出するための資料（決算統計）を作成する。</p>		
合併に向けた課題	合併時における各市町ごとの決算方法の調査や決算統計システムの調整を図る必要がある。		
調整の考え方	前年度を基準とした按分や振替などのシステム対応となっており、データ量等を勘案し、宇都宮市の例により統一を図る。		

中分類	財政	小分類	財政
事業名称	財政計画の策定		
事業目的・内容	<p>予算編成や財政運営の基本となる将来の財政計画（シミュレーション）を策定する。なお、毎年ローリングを行う。</p>		
合併に向けた課題	計画期間の調整を図る必要がある。		
調整の考え方	現在、計画期間5年間の財政計画を策定し、毎年ローリングしている宇都宮市の例を基準とする。		

中分類	財政	小分類	財政
事業名称	補助金等の見直し		
事業目的・内容	補助金等の公益性等を高め、適正化を図るため、補助金等の見直しを行う。		
合併に向けた課題	交付先団体の統廃合の状況把握、補助金等の格差の解消（類似補助金等の補助率等の統一や独自補助金の統廃合など）が課題である。		
調整の考え方	原則として、宇都宮市の制度に統一する。ただし、各種団体への補助金等については、各町の従来からの経緯・実情等に配慮しながら、合併後、速やかに調整を図る。		

中分類	財政	小分類	財政
事業名称	手数料の見直し		
事業目的・内容	受益者負担の適正化を図るため、手数料の見直しを行う。		
合併に向けた課題	各市町の料金水準、算定基準などに差異があり、統一する必要がある。		
調整の考え方	手数料は、同一サービスに対する負担であり、統一する必要があることから、原則として宇都宮市の制度に統一する。ただし、住民票などの証明関係手数料、課税公簿等閲覧手数料、試乗標識交付手数料、健康診査手数料については、合併までに調整する。また、墓園共用施設管理手数料については、現行のまま新市に引き継ぎ、段階的に基準を見直す。		

中分類	財政	小分類	財政
事業名称	起債		
事業目的・内容	<p>財政支出の平準化及び財政負担の世代間の公平を図るため地方債を発行する。</p> <p>公債費の累増を抑制し、計画的な発行を行うことで財政の健全性を維持する必要がある。</p> <p>各市町においての発行に対する考え方、既発債の管理方法が異なる。</p>		
合併に向けた課題	各種指標の抑制、企業会計への関与が課題である。		
調整の考え方	起債発行対象、公債費負担比率の基本的な考え方について、宇都宮市の例により統一を図る。 企業会計の起債については、協議を行い、調整を図りながら発行する。		

中分類	財政	小分類	財政
事業名称	起債管理システム		
事業目的・内容	効率的な起債借入事務、起債管理を行うため、起債管理システムを導入している。		
合併に向けた課題	電算システム管理の調整（各市町のデータ量、システムの特性等勘案）を図る必要がある。		
調整の考え方	システムの容量や入力事務量などを勘案し、宇都宮市の例により統一を図る。		

中分類	財政	小分類	財政
事業名称	基金（財政調整・減債・公共施設等整備）		
事業目的・内容	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金		

	を運用するための基金を設置し、運用等を行う。
合併に向けた課題	各市町が目的に応じて設置している基金のあり方等の検討，基金の保管，運用方法についての基準等の検討，基金の積立や取崩の考え方についての整理が必要である。
調整の考え方	同一又は同種の目的の基金は統一し，独自のものは方向付けを行い，調整を図るが，原則として宇都宮市の例により統一を図る。 保管や運用方法の基準等，積立や取崩の考え方については，整理していく。

中分類	財政	小分類	財政
事業名称	資金計画		
事業目的・内容	財政全体の歳入，歳出のバランスが保てるような資金計画を立てる。		
合併に向けた課題	収支予定の的確な把握方法の検討が必要である。		
調整の考え方	収支予定の的確な把握方法の調整を行い，宇都宮市の例により統一を図る。		

中分類	財政	小分類	財政
事業名称	財政公表（財政事情，バランスシート等）		
事業目的・内容	歳入，歳出予算をはじめ，財産や地方債など財政に関する事項について，住民に分かりやすく公表する。 地方自治法に定められたものと，各市町において独自で実施しているものがある。		
合併に向けた課題	公表対象の調整，住民に分かりやすい財政公表の検討（公表の効果）が必要である。		
調整の考え方	公表対象と住民に分かりやすい公表のしかたの調整を行い，宇都宮市の例により統一を図る。		

中分類	財政	小分類	財政
事業名称	特別会計		
事業目的・内容	特定の事業を行う場合，その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に，特別会計を設置している。		
合併に向けた課題	各市町において類似する特別会計の統一，各市町における単独の特別会計の取扱いが課題である。		
調整の考え方	同一又は同種の目的のものについては統一し，独自のものについては内容等の調整を行うが，原則として宇都宮市の例を基準とする。		

中分類	財政	小分類	財政
事業名称	債務負担行為		
事業目的・内容	後年度負担を明らかにするため，債務負担行為を設定している。		
合併に向けた課題	債務負担行為の設定基準の統一が必要である。		
調整の考え方	債務負担行為の設定基準の調整を行い，宇都宮市の例により統一を図る。		

中分類	人事	小分類	人事制度
事業名称	勤務時間		
事業目的・内容	地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定めることとなっているため、各市町職員についても勤務時間について条例・規則で定めることにより職員の勤務時間を管理する。		
合併に向けた課題	課題は特にない。		
調整の考え方	内部管理事務であり、職員規模等の見地から、宇都宮市の制度を基準に統一を図る。		

中分類	人事	小分類	給与
事業名称	退職手当基金		
事業目的・内容	職員の退職に伴う退職手当の支給を円滑に執行するため、退職手当の基金を計画的に積み立て、退職手当の財源に不足を生じた場合の財源とすることを目的として設置する。 宇都宮市においては職員退職手当基金条例を制定し、市独自で基金を積み立てているが、各町においては、栃木県市町村職員退職手当組合に加入していることから、自治体独自での基金の積立は行われていない。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外は栃木県市町村職員退職手当組合に加入していることから、宇都宮市が同組合に加入するか、各町が組合を脱退するか、長期的な財政状況等を考慮し、検討していく必要がある。		
調整の考え方	新市移行後の退職手当基金の設置は、退職手当組合への加入に関連するものであり、退職手当制度のあり方や中長期的な財政状況の見通し等を考慮し、退職手当を円滑に支給できるよう調整する。		

中分類	契約	小分類	建設工事契約
事業名称	指名業者選考委員会の運営（建設工事）		
事業目的・内容	一般競争入札の参加条件、指名競争入札の参加者の指名、随意契約の理由の適否等を審議し、入札制度の適正な運用を確保するため委員会を置く。		
合併に向けた課題	委員会は、全ての自治体において設置しているが、その具体的な職務内容について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	具体的な職務内容について調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。 委員会は、本庁にのみ設置し、各地域行政機関職員を委員として参画させる。		

中分類	契約	小分類	建設工事契約
事業名称	随意契約（建設工事）		
事業目的・内容	地方自治法第234条第2項及び同施行例第167条の2に基づき、競争の方法によらないで任意に特定の相手方を選択して、その者を相手方として契約を締結する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当を除く。）		

合併に向けた課題	見積回数，設計図書の取扱い等について，各自治体間でばらつきがあるため調整を図る必要がある。
調整の考え方	見積回数，設計図書取扱い等について調整を行い，合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。

中分類	契約	小分類	建設工事契約
事業名称	指名競争入札（建設工事）		
事業目的・内容	地方自治法第234条第2項及び同施行令第167条に基づき，技術力，信用その他適当であると認める複数の相手方を選択して，競争入札をさせ，最も有利な条件を提供する者との間に契約を締結する。		
合併に向けた課題	入札回数，設計図書取扱い等について，各自治体間でばらつきがあるため調整を図る必要がある。		
調整の考え方	設計図書取扱い等について調整を行い，合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。 ただし，対象金額については，合併後4年間は，各地域行政機関の所管区域を施行場所とする工事に特例を設け，平成21年度から全市統一基準とする。		

中分類	契約	小分類	建設工事契約
事業名称	一般競争入札（建設工事）		
事業目的・内容	地方自治法第234条及び同施行令第167条の4から167条の10の2に基づき，入札参加有資格者名簿に登録のある者に対し，参加資格を制限して申込みをさせ，競争入札を行い，最も有利な条件を提供する者との間に契約を締結する。		
合併に向けた課題	各自治体間で対象とする工事金額にばらつきがあり，調整を図る必要がある。		
調整の考え方	対象金額について，合併後4年間は，各地域行政機関の所管区域を施行場所とする工事に特例を設け，平成21年度から全市統一基準とする。		

中分類	契約	小分類	建設工事契約
事業名称	共同企業体		
事業目的・内容	市町内建設業者の振興及び育成につながる大規模な工事，特殊工法を内容とする等により市町内建設業者の技術の習得の促進に寄与すると認められる工事，及び，特別な理由により，単独請負では確実な施工が確保できないおそれがある工事の発注において，適正な施工の確保を図ることを目的に，結成を認める。（特定建設共同企業体）		
合併に向けた課題	建設共同企業体対象工事の種類及び規模について，各自治体間でばらつきがあるため調整を図る必要がある。		
調整の考え方	建設共同企業体は，合併後，特定共同企業体のみとし，対象工事の種類及び規模は，宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	建設工事契約
事業名称	契約書（建設工事）		
事業目的・内容	<p>契約を確定させるため作成する。</p> <p>地方公共団体が締結する契約について、契約書を作成する場合においては、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。</p>		
合併に向けた課題	契約書の書式、約款について、各自治体間で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	建設工事契約
事業名称	予定価格（建設工事）		
事業目的・内容	契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準として定める。		
合併に向けた課題	統一的な公表要領の作成に向け、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	建設工事契約
事業名称	最低制限価格・低入札価格調査（建設工事）		
事業目的・内容	<p>低入札価格調査は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる調査基準価格を定め、その価格を下回った入札が最低価格であっても、落札の決定を保留し、入札価格の内容を調査したうえで落札者とするかどうかを決定する制度であり、最低制限価格制度は、契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするすることができる制度である。</p>		
合併に向けた課題	最低制限価格・低入札価格調査どちらかに一本化するため調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併時までには制度の一本化について調整を行い、合併時に低入札価格調査に統一する。		

中分類	契約	小分類	建設工事契約
事業名称	入札結果等の公表（建設工事）		
事業目的・内容	入札・契約の過程の透明性を確保するため、工事件名や指名業者、予定価格、全入札金額、落札業者、落札金額及び発注見通し等の事項を公表する。		
合併に向けた課題	公表する項目、時期、場所等について、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	公表する項目、時期、場所等について、調整を行い、合併時に、宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	建設工事契約
事業名称	小規模工事		
事業目的・内容	市町が発注する小規模な建設工事及びそれらに係る修繕工事において、市町内業者を積極的に活用し受注機会を拡大することによって、市町内経済の活性化を図る。		

合併に向けた課題	本制度を導入していない自治体もあることから、統一的な制度の採用に向け調整を図る必要がある。
調整の考え方	合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。

中分類	契約	小分類	建設工事契約
事業名称	原材料購入		
事業目的・内容	工事関連の原材料については、工事契約担当係において入札を執行し契約を締結する。		
合併に向けた課題	契約担当課以外で契約している自治体もあり、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併時まで段階的に調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	工事関連委託契約
事業名称	指名業者選考委員会の運営（工事関連委託）		
事業目的・内容	指名競争入札の参加者の指名、随意契約の理由の適否等を審議し、入札制度の適正な運用を確保するため委員会を置く。		
合併に向けた課題	委員会は、全ての自治体において設置しているが、その具体的な職務内容について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	具体的な職務内容について調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	工事関連委託契約
事業名称	随意契約（工事関連委託）		
事業目的・内容	地方自治法第234条第2項及び同施行例第167条の2に基づき、競争の方法によらないで任意に特定の相手方を選択して、その者を相手方として契約を締結する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号該当を除く。）		
合併に向けた課題	見積回数、設計図書の取扱い等について、各自治体間でばらつきがあるため調整を図る必要がある。		
調整の考え方	見積回数、設計図書の取扱い等について調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	工事関連委託契約
事業名称	指名競争入札（工事関連委託）		
事業目的・内容	地方自治法第234条第2項及び同施行令第167条に基づき、技術力、信用その他適当であると認める複数の相手方を選択して、競争入札をさせ、最も有利な条件を提供する者との間に契約を締結する。		
合併に向けた課題	入札回数、設計図書の取扱い等について、各自治体間でばらつきがあるため調整を図る必要がある。		
調整の考え方	設計図書の取扱い等について調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	工事関連委託契約
事業名称	契約書（工事関連委託）		
事業目的・内容	契約を確定させるため作成する。 地方公共団体が締結する契約について、契約書を作成する場合には、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。		
合併に向けた課題	契約書の書式、約款、提出期限について、各自治体間で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	工事関連委託契約
事業名称	予定価格（工事関連委託）		
事業目的・内容	契約を締結するに際し、その契約金額を決定する基準として定める。		
合併に向けた課題	公表の有無、時期について、各自治体間でばらつきがあることから調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併時に、事前公表で一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	工事関連委託契約
事業名称	入札結果等の公表（工事関連委託）		
事業目的・内容	入札・契約の過程の透明性を確保するため、業務名や指名業者、全入札金額、落札業者及び落札金額等の事項を公表する。		
合併に向けた課題	公表する項目、時期、場所等について、各自治体間で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	公表する項目、時期、場所等について調整を行い、合併時に、宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	入札制度
事業名称	入札制度検討委員会の運営		
事業目的・内容	競争入札制度のあり方を調査研究し、公正かつ適正な入札制度の確立を図るため設置する。		
合併に向けた課題	委員会を設置していない自治体もあることから、統一的な設置要領の作成に向け調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	入札制度
事業名称	入札監視委員会（第三者機関）の設置		
事業目的・内容	入札及び契約手続きの過程及び運用状況を学識経験者等の第三者からなる機関の監視を受け、さらに、その意見を入札・契約制度に反映させることにより、一層の透明性の確保を図る。		
合併に向けた課題	全ての自治体で委員会は未設置であるが設置を検討しているため、統一的な設置要領等の作成に向け調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	入札制度
事業名称	談合情報への対応		
事業目的・内容	工事等の入札・契約において、入札談合があると疑うに足る事実がある時は、事務処理要領に基づき、的確に対応する。		
合併に向けた課題	統一的な談合情報対応マニュアルの整備に向け、各自治体間で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	入札制度
事業名称	指名停止		
事業目的・内容	不正行為を行った有資格者の指名を停止する措置を通じて反省を促し、さらに不正行為の再発防止を図る。		
合併に向けた課題	統一的な指名停止基準の整備に向け、各自治体間で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	入札制度
事業名称	郵便入札		
事業目的・内容	入札参加者は、指定された期日までに、指定の封筒により書留等で入札書を送付し、入札参加者から無作為に抽出した立会人の前で開札を行い落札者を決定する。郵便入札の導入は、入札参加者が会社にながら入札に参加できる点で電子入札と類似効果を有することから、電子入札導入に向けた準備段階と位置付け、円滑な移行のための環境整備を図るとともに、入札参加者が一堂に会する機会の排除による談合の防止や、入札参加にかかる経費の縮減効果も期待できる。		
合併に向けた課題	統一的な実施要領の整備に向け、各自治体間で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	入札参加資格審査
事業名称	資格審査委員会の運営		
事業目的・内容	入札参加資格申請者の資格を審査するため設置する。		
合併に向けた課題	具体的な職務内容について、各自治体間で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	具体的な職務内容について調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。 委員会は、本庁にのみ設置し、各地域行政機関職員を委員として参画させるものとする。		

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	指名業者選考委員会の運営（物品等契約）		
事業目的・内容	指名競争入札の参加者の指名、随意契約の理由の適否等を審議し、入札制度の適正な運用を確保するため委員会を置く。		

合併に向けた課題	各市町において設置しているものの、規則や事務の執行形態等には差異があり調整する必要がある。
調整の考え方	具体的な職務内容について調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	随意契約（物品等契約）		
事業目的・内容	地方自治法第234条第2項及び同施行例第167条の2に基づき、競争の方法によらないで任意に特定の相手方を選定して、その者を相手方として契約を締結する。		
合併に向けた課題	各市町とも、それぞれ規則等により随意契約の上限、金額に応ずる見積業者数、契約方法等が決められているため、一本化について調整する必要がある。		
調整の考え方	具体的な職務内容について調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	指名競争入札（物品等契約）		
事業目的・内容	入札に参加する者を相手方の能力・技術・信用・実績をもとに選定した特定の者を通知により指名し、入札の方法により競争させ相手方を決定して契約を締結する。		
合併に向けた課題	各市町とも、方法等は概ね同じであるが、執行方法の詳細について調整する必要がある。		
調整の考え方	詳細については調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	発注標準（物品等契約）		
事業目的・内容	競争参加申請者を財務状況等により等級に区分し、能力に応じて等級別に発注するための目安となる金額を定める。		
合併に向けた課題	各市町とも、発注標準の設定は行っていない。今後、新市として規模が拡大するとともに必要があるか検討が必要である。		
調整の考え方	当分の間、現行どおりとし、必要があれば設定する。		

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	契約書（物品等契約）		
事業目的・内容	契約を確定させるため作成する。 地方公共団体が締結する契約について、契約書を作成する場合には、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。		
合併に向けた課題	各市町において、作成に関する状況に差異があるため、規則等を含め調整する必要がある。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	予定価格（物品等契約）		
事業目的・内容	契約を締結する際に，その契約金額を決定する基準として定める。		
合併に向けた課題	財務規則等にて，作成者が決まっているため，調整が必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	入札結果等の公表（物品等契約）		
事業目的・内容	入札・契約の過程の透明性を確保するため，物件名や指名業者，全入札金額，落札業者及び落札金額を公表する。		
合併に向けた課題	各市町，公表に差異があるため規則等を含め可能であるか調整が必要である。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	銘柄指定		
事業目的・内容	銘柄指定をすることにより，他の同質，同種製品を排除することになる。それを防止するため，金額に応じ仕様書により購入する。		
合併に向けた課題	各市町，差異があるため規則等を含め統一した考え方について調整が必要である。		
調整の考え方	具体的な職務内容について調整を行い，合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	見本選定（被服等のデザイン・素材を重視するような物品の購入）		
事業目的・内容	デザイン・素材を重視するため実際に見本を持参させ選定会を開催した上で，購入物品を決定，見積徴取する。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外は実施しておらず，調整が必要である。		
調整の考え方	具体的な職務内容について調整を行い，合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	単価契約		
事業目的・内容	一定期間にわたり供給を必要とするもので，全体の数量が確定できない場合に，その規格，単位あたりの価格，納入方法等についてのみ契約を締結する。		
合併に向けた課題	各市町とも，実施物件・契約担当・発注担当に差異があり，検討・調整が必要である。		
調整の考え方	具体的な職務内容について調整を行い，合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	特殊物品		
事業目的・内容	各施設の正常な稼働を常時維持するために必要な物品について、事前に契約担当課長と協議し、各課において契約する。		
合併に向けた課題	特殊物品による購入が必要な施設の状況に差異があること、また、現在の通常購入（統一的に発注しているか・各課発注かなど）の方法にも差異があるため、通常購入を含め調整が必要である。		
調整の考え方	購入の方法を含め調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	売払い		
事業目的・内容	不用と認めた物品について、歳入とするため売却する。		
合併に向けた課題	各市町不用物品について処理方法（売払い・処分等）に違いがあるため、調整が必要である。		
調整の考え方	具体的な職務内容について調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	検査検収		
事業目的・内容	契約の適正な履行の確保のため、給付完了の確認をする。		
合併に向けた課題	各市町とも、検査担当・検査方法に差異があるため、調整が必要である。		
調整の考え方	具体的な職務内容について調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	リース契約		
事業目的・内容	設備等を導入する際、一度に予算を使用し購入するのではなく、リース契約を通して分割して費用を長期的に負担していくこと目的とする。 地方公共団体の場合は、通常単年度予算としているため、債務負担が必要となる。		
合併に向けた課題	契約担当課について、概ね担当課で執行しているが、管理部門について統一可能か、調整をする必要がある。		
調整の考え方	具体的な職務内容について調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	業務委託
事業名称	指名業者選考委員会の運営（業務委託）		
事業目的・内容	指名競争入札の参加者の指名、随意契約の理由の適否等を審議し、入札制度の適正な運用を確保するため委員会を置く。物品購入と同時審議。		
合併に向けた課題	各市町において設置しているものの、規則等の変更、事務の執行形態		

	等調整する必要がある。
調整の考え方	具体的な職務内容について調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。

中分類	契約	小分類	業務委託
事業名称	発注標準（業務委託）		
事業目的・内容	競争参加申請者を財務状況等により等級に区分し、能力に応じて等級別に発注するための目安となる金額を定める。		
合併に向けた課題	各市町とも、発注標準の設定は行っていない。今後、新市として規模が拡大するとともに必要があるか検討が必要。		
調整の考え方	当分の間、現行どおりとし、必要があれば設定する。		

中分類	契約	小分類	業務委託
事業名称	清掃・警備業務		
事業目的・内容	市町所有施設の清掃・警備業務については、通年での指名となることから受注機会の均等化を考慮して、各担当課で指名業者を推薦するのではなく、発注内容・件数・登録業者数を把握し、とりまとめて推薦をする。		
合併に向けた課題	発注方法等違いのある部分についてすり合わせを行い調整が必要である。		
調整の考え方	具体的な職務内容について調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	業務委託
事業名称	調査研究業務		
事業目的・内容	各部局で実施する計画策定に係わる調査研究業務（基本構想策定・基本計画策定・基本設計等）の一部をシンクタンク（民間研究機関等）に委託する際の業者選定にあたって、付議する委員会を開催する。		
合併に向けた課題	各市町において、案件が有るところ無いところと分かれるが、処理状況等を確認し調整が必要である。		
調整の考え方	具体的な職務内容について調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	業務委託
事業名称	他課で執行する業務委託の指導		
事業目的・内容	業務委託については予算執行課において入札・契約等を行っているため、全庁的な統一をはかる上で契約方法、指名業者の情報、契約内容等に関する相談・指導業務を行う。		
合併に向けた課題	業務委託の指導・相談体制はほぼ設けているが、今後、新市として規模が拡大する中で統一的組織が必要かどうか検討調整が必要である。		
調整の考え方	具体的な職務内容について調整を行い、合併時に宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	税制税務	小分類	税制関係
事業名称	条例規則関係事務		
事業目的・内容	<p>地方税法等の改正に伴い、条例・規則の引用条文に改正の必要が生じた場合は改正を行う。</p> <p>担当各部局と内容等の調整を綿密に行った上で、例規審査担当部局に審査依頼を提出し、例規審査委員会、常任委員会等にてその内容の説明を行う。</p> <p>その他、減免等独自の規則改正についても同様の手続きをとる。</p>		
合併に向けた課題	各市町で条例、規則等が異なるため、統一する必要がある。		
調整の考え方	<p>基本的には、各市町とも地方税法に則って条文を作成しているため、個々の事務事業の調整により変更・項目追加が必要なもの及び規則・要綱等の新設が必要なものを整理した上、宇都宮市の条文を基準に調整する。</p>		

中分類	税制税務	小分類	税制関係
事業名称	宛名管理関係事務		
事業目的・内容	税関係で共有する納税義務者の宛名（住所・氏名・所在地・送付先・納税管理人）を適正に運用・管理する。		
合併に向けた課題	各市町間において転出した同一人を把握するとともに、管理データの増加に伴う宛名コードの桁数の対応、各市町で相違するシステム提供者の調整等が必要となる。		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合を行う。また、関連事務の処理方法についても宇都宮市を基準に調整し、端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。		

中分類	税制税務	小分類	税制関係
事業名称	収納・滞納オンライン関係事務		
事業目的・内容	事務の効率化、迅速化のため、納税者の収納状況の管理および滞納管理（滞納処分、分納、記事等）を電算システムで行う。		
合併に向けた課題	<p>管理するデータの内容について宇都宮市と各町で相違するなどシステムが異なるため、一元化する必要がある。</p> <p>また、関係市町間において転出した同一人を把握する必要がある。</p>		
調整の考え方	合併時に宇都宮市のシステムに統合を図るとともに、データの統合を行う。また、関連事務の処理方法についても宇都宮市を基準に調整し、端末機配備の調整や担当職員の研修を行う。		

中分類	税制税務	小分類	税制関係
事業名称	固定資産評価審査委員会関係事務		
事業目的・内容	<p>固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合においては、納税通知書の交付を受けた日から60日以内に、文書をもって固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができることから、その審査決定を行う。</p>		

合併に向けた課題	委員の人数，人選，現職者の任期の扱い等，人事面について調整する必要がある。
調整の考え方	地方税法の規定により市町村単位に設置されるものであり、制度上の差異はないことから、運営面について宇都宮市の制度を基準としながら調整を図る。

中分類	税制税務	小分類	税制関係
事業名称	収納対策本部関係事務		
事業目的・内容	地方分権の本格化に伴う自主財源の確保や市町税及び使用料・手数料等の負担の公平性を保つため、全庁的な視点に立って収納対策を推進するために、市町税等収納対策本部を設置し、基本方針の策定、実施計画の策定・進行管理等を行って滞納整理の強化を実施する。		
合併に向けた課題	合併後の組織及び支援体制について統一する必要がある。		
調整の考え方	各市町とも収納対策本部組織を設置（予定含む）しており、活動の必要性については認識が共通であることから、宇都宮市の制度を基準に組織体制及び支援の範囲等を調整する。		

中分類	税制税務	小分類	固定資産税
事業名称	総務省提出資料等作成事務		
事業目的・内容	概要調書，評価変動割合，総評価見込み，基準地・標準地調査などの各種書類を作成し，総務省へ提出する。		
合併に向けた課題	概要調書等の各種書類は，電算システムのデータをベースに作成されるため，各市町の電算システムを統一し，同システムへ各市町の課税データを円滑に移行する必要がある。		
調整の考え方	各市町間で使用している電算システムが異なることから，宇都宮市の電算システムへの統一を前提に，各町の課税データが円滑に移行できるよう調整する。		

中分類	賦課	小分類	個人市町・県民税
事業名称	当初賦課事務		
事業目的・内容	財政の主要な歳入財源である個人市町・県民税を適正に課税するため，給与支払報告書の提出，市町・県民税申告及び確定申告の受付等により収集した各種課税資料により課税計算を行い，納税義務者に納税通知書を送付する。		
合併に向けた課題	各市町においての各種データ入力方法と磁気媒体の活用状況，住民税・確定申告書の受付方法・納税通知書の発送日，及び税率（均等割），非課税基準の調整が必要になる。		
調整の考え方	均等割税率については，平成16年度の税制改正により，人口規模に係わらず全国一律3，000円に統一されたため，調整不要となった。 その他項目については，宇都宮市と各町の電算システムが異なることから，宇都宮市のシステムに統一することを前提とし，事務処理の方法を調整する。		

中分類	賦課	小分類	個人市町・県民税
事業名称	賦課更正事務		
事業目的・内容	当初課税後、受付された賦課資料を入力することにより所得、所得控除を更正し、税額を変更する。		
合併に向けた課題	宇都宮市は独自の電算処理による賦課更正を行っているが、各町は電算処理を民間に委託しているため、データ入力・処理方法、処理の時期が異なるため、調整の必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市と各町の電算システムが異なることから、宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整を図ることを条件とし、宇都宮市の事務処理の方法を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	個人市町・県民税
事業名称	事後調査に関する事務		
事業目的・内容	公平・適正課税を確保するため、当初課税で個人が特定できずに不明となっている給与支払報告書調査（不明給報調査）や前年度に報告実績があつて当該年度に報告のない事業所調査（給報未提出事業所調査）、課税資料の扶養人数と扶養データベースの人数が一致しない者の調査及び処理（扶養不一致処理）、所得不明者に対する申告書送付（追加申告受付）及び現地調査等を実施する。		
合併に向けた課題	宇都宮市では調査の大部分は対象者等を電算システムで抽出しており、電算処理を委託している各町のデータを共通の電算システムで利用可能なデータに変換しないと調査が困難である。 また、調査種別や手法等についても調整の必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市と各町の電算システムが異なることから、宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整を図ることを条件とし、宇都宮市の事務処理の方法を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	個人市町・県民税
事業名称	特別徴収に関する事務		
事業目的・内容	給与所得者の住民税については、給与の支払者を特別徴収義務者として指定することにより、年税額を6月から翌年5月まで分けて、給与の支払いをする際毎月徴収して、納入させている。 給与所得者に異動（退職・転勤等）が生じた場合は提出された異動届出書を処理し、普通徴収への切り替え等を行う。また退職所得に対しての分離課税に係る住民税も徴収し、納入させている。		
合併に向けた課題	宇都宮市では独自の電算システムを持っているが、各町では電算業務を委託しているため、事務処理の手法、業務の流れ（期間）について調整の必要がある。 また、合併後、特別徴収事業所の指定番号をどのように統合するか、各市町で異なる過年度分賦課データの管理をどのように行うか検討する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市と各町の電算システムが異なることから、宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整を図ることを条件とし、宇都宮市の事務処理の方法を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	個人市町・県民税
事業名称	減免申請に関する事務		
事業目的・内容	納税者に天災，その他特別の事情がある場合において，個人市町・県民税の減免を必要とすると認める者等に限り，各市町税条例等の定めるところにより，市町・県民税を減免する。		
合併に向けた課題	各市町において差異のある，減免の根拠となる条例及び施行規則の減免基準の調整が必要となる。		
調整の考え方	宇都宮市の減免基準に基づき調整する。		

中分類	賦課	小分類	個人市町・県民税
事業名称	税オンライン運用に関する事務		
事業目的・内容	課税事務の正確性確保や効率化を図るため税オンラインを運用する。		
合併に向けた課題	独自の電算システムを運用しているのは宇都宮市のみで，各町は電算処理を委託しているため，課税データの入力・処理・更正等について綿密な調整が必要である。 また，過年度データについては，少なくとも7年分のデータ更正が可能となるよう調整を要する。		
調整の考え方	宇都宮市と各町の電算システムが異なることから，宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整を図ることを条件とし，宇都宮市の事務処理の方法を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	個人市町・県民税
事業名称	調定管理に関する事務		
事業目的・内容	歳入の根幹である個人市町・県民税の特別徴収・普通徴収それぞれの調定額の管理を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市では独自の電算システムを持っているが，各町では電算業務を委託しているため，事務処理の手法，業務の流れ（期間）について調整する必要がある。 また，各市町で異なる過年度分の調定に関するデータ管理をどのように行うか調整する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市と各町の電算システムが異なることから，宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整を図ることを条件とし，宇都宮市の事務処理の方法を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	法人市町民税
事業名称	申告・調定処理事務		
事業目的・内容	法人等市町民税の申告書を受付し，内容点検，エラー修正を行った後，調定額を集計する。		
合併に向けた課題	電算処理を行うために，過年度申告データの管理や入力方法等，宇都宮市と各町とで異なる電算システムの調整が必要になる。		
調整の考え方	宇都宮市と各町の電算システムが異なることから，宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整を図ることを条件とし，宇都宮市の事務処理の方法を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	法人市町民税
事業名称	税額更正・決定事務		
事業目的・内容	<p>国税資料や県税事務所からの課税標準額等の通知書により，課税標準額が異なることを発見したときに税額の更正を行う。申告のない法人に関する通知書がある場合は，税額を決定する。</p> <p>法人からの更正の請求書が提出された場合は，減額更正を行う。</p>		
合併に向けた課題	電算処理を行うために，データ入力方法等，宇都宮市と各町とで異なる電算システムの調整が必要になる。		
調整の考え方	宇都宮市と各町の電算システムが異なることから，宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整を図ることを条件とし，宇都宮市の事務処理の方法を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	法人市町民税
事業名称	設立・変更に関する事務		
事業目的・内容	<p>法人の設立や支店設置に関する届出，法人の本店所在地等の変更届，支店廃止などの届出を受け付ける。</p>		
合併に向けた課題	電算処理を行うために，データ入力方法等，宇都宮市と各町とで異なる電算システムの調整が必要になる。		
調整の考え方	各市町で同様の事務を実施していることから，宇都宮市と各町で異なる電算システムを，宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整を図ることを条件とし，原則として宇都宮市の事務処理の方法を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	法人市町民税
事業名称	未申告法人等の実態調査に関する事務		
事業目的・内容	公平・適正課税を確保するため，未申告法人や未登録法人などの実態調査を行う。		
合併に向けた課題	各市町で差異のある調査方法について，調整の必要がある。		
調整の考え方	各市町での調査方法に異なる部分があるが，原則として宇都宮市の事務処理の方法を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	法人市町民税
事業名称	減免申請に関する事務		
事業目的・内容	<p>公益性の高い法人等に対し，各市町税条例等の定めにより申請を受け，その内容について審査し，均等割を減免する。</p>		
合併に向けた課題	条例及び施行規則に定める減免基準の調整が必要となる。		
調整の考え方	市町間で減免基準が異なるため，原則として宇都宮市の基準により調整する。		

中分類	賦課	小分類	法人市町民税
事業名称	税オンライン運用に関する事務		
事業目的・内容	<p>事務処理の正確性確保や効率化を図るため，申告書用紙の打ち出し，調定処理，異動届内容の入力処理などについて，税オンラインを運用する。</p>		

合併に向けた課題	宇都宮市と各町とで利用している電算システムが異なるため、データ入力処理等について、調整が必要である。
調整の考え方	宇都宮市と各町の電算システムが異なることから、宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整を図ることを条件とし、宇都宮市の税オンライン運用を基準に調整する。

中分類	賦課	小分類	法人市町民税
事業名称	調定管理に関する事務		
事業目的・内容	法人等市町民税調定額の管理を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市と各町とで利用している電算システムが異なるため、事務処理の手法や業務の流れ（期間）について調整する必要がある。 また、過年度分の調定に関するデータ管理をどのように行うか調整する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市と各町の電算システムが異なることから、宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整を図ることを条件とし、宇都宮市の事務処理の方法を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	資産税資料証明
事業名称	納税通知書等管理事務		
事業目的・内容	固定資産税・都市計画税を賦課徴収するため、納税通知書並びに課税資産明細書を納税者あてに同時に発送する。		
合併に向けた課題	宇都宮市と各町とで異なる電算システムの統一及び円滑な課税データの移行が必要になるとともに、納税通知書、課税資産明細書の様式統一と納税者、金融機関への周知を検討する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市と各町とで異なる電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に、同システムへ各市町の課税データが円滑に移行できるよう調整するとともに、納税者、金融機関への周知についても調整する。		

中分類	賦課	小分類	資産税資料証明
事業名称	税額更正・調定管理事務		
事業目的・内容	固定資産税・都市計画税，国有資産等所在市町村交付金及び特別土地保有税の当初賦課に伴う調定及び賦課更正に伴う調定更正などの管理を行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市と各町とで異なる電算システムの統一及び円滑な課税データの移行，保存データの様式・管理方法等の統一が必要になる。		
調整の考え方	宇都宮市と各町とで異なる電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に、同システムへ各市町の課税データが円滑に移行できるよう調整する。		

中分類	賦課	小分類	資産税資料証明
事業名称	納期・縦覧管理事務		
事業目的・内容	固定資産税・都市計画税については、納税の利便性を図るため年4回の納期を定めており、第1期の納期限によって縦覧を行う期間が異なる。		

合併に向けた課題	<p>納期については、月は同一であるがそれぞれの始期・終期の日付に差異があり、統一の必要がある。</p> <p>また、縦覧期間取扱いについて差異はないが、各支所における縦覧取扱いやそれに伴うデータの保管について調整する必要がある。</p>
調整の考え方	<p>納期については、宇都宮市の制度に統一する。</p> <p>縦覧期間については各市町で同様の取扱いをしていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>支所における縦覧取扱いについては、住民の利便と効率を考えた上で、宇都宮市の制度を基準に調整する。</p>

中分類	賦課	小分類	資産税資料証明
事業名称	軽減措置（減免・不均一等）管理事務		
事業目的・内容	<p>固定資産税・都市計画税は、公益性や国の政策的な意図などにより地方税法で非課税、課税標準の特例、税の軽減措置を講じている。各市町においても同様の趣旨により課税免除、不均一課税、減免措置を講じることができる。</p>		
合併に向けた課題	<p>各市町で制度の有無が異なるため、課税免除、不均一課税、減免制度を統一する必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>課税免除や不均一課税を実施しているのが宇都宮市のみであることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。</p>		

中分類	賦課	小分類	資産税資料証明
事業名称	登記済通知等による納税者情報等管理事務		
事業目的・内容	<p>固定資産税を課税する上で必要不可欠な納税義務者の情報（住所、氏名、納税管理人、送付先など）を管理する。</p>		
合併に向けた課題	<p>各市町で異なる納税義務者の情報管理システムの統一と情報データの円滑な移行、登記済通知処理方法・管理方法の統一が必要となる。</p>		
調整の考え方	<p>各市町間で異なる電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に、同システムへ各市町の情報が円滑に移行できるよう調整するとともに、登記済通知の円滑な処理と管理が行えるように調整する。</p>		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	登記済通知による表示変更処理事務		
事業目的・内容	<p>翌年の課税のために、分合筆、地目変更、地積更正、地図訂正などの法務局からの情報をもとに電算システムなどを使用して課税の基礎となるデータを作成する。</p>		
合併に向けた課題	<p>表示変更処理は電算システムでの入力により行われるが、独自電算システムへの情報入力と業者電算システムへの情報入力の2方法があり、電算システムの統一が必要となる。</p>		
調整の考え方	<p>各市町で異なる電算システムについては、宇都宮市のシステムを基準とし、早期に統一できるよう調整する。</p>		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	土地地目，画地認定事務		
事業目的・内容	翌年度課税のために，現年度中に地目や土地の利用が変更になった場合に，現地調査を実施し課税地目や画地の認定を行う。		
合併に向けた課題	各市町で認定基準・取扱要領等の運用が異なるため，これらを調整する必要がある。		
調整の考え方	各市町で異なる電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整するとともに，各市町で異なる課税上の取扱いについても宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	土地評価事務		
事業目的・内容	翌年度課税のために，現地調査を実施し課税地目や画地の認定後，補正や比準割合を決定する。		
合併に向けた課題	各市町で補正表・比準割合等の運用が異なるため，これらの基準等を統一する必要がある。		
調整の考え方	各市町で異なる土地の評価及び課税上の取扱いについては，宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	電算入力・確認事務		
事業目的・内容	翌年度課税のために，現年度中に地目や土地の利用が変更になった場合に，現地調査を実施し課税地目や画地の認定・補正や比準割合を決定後，電算端末機で入力し，結果を確認する。		
合併に向けた課題	独自電算システムへの情報入力と業者電算システムへの情報入力の2方法があり，電算システムの統一が必要となる。		
調整の考え方	各市町で異なる電算システムについては，宇都宮市のシステムを基準とし，早期に統一できるよう調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	登記済通知による権利移転処理事務		
事業目的・内容	翌年課税の納税義務者を確定するため，所有権移転通知の情報を土地台帳に反映させる。		
合併に向けた課題	権利移転処理事務は電算システムでの入力により行われるが，独自電算システムへの情報入力と業者電算システムへの情報入力の2方法があり，電算システムの統一が必要となる。		
調整の考え方	各市町で異なる電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	土地の税額更正事務		
事業目的・内容	納税義務者等からの申出により，現・過年度課税誤謬が判明したものについて，現地調査，過去の課税台帳，航空写真等を調査し，土地の税額を更正する。		

合併に向けた課題	<p>上河内町以外は、各市町の規則に基づき、税法の規定を超えて10年間返還する制度があるため、それに合わせた期間の更正事務を行っているが、上河内町では税法上定められた5年間の還付及び更正しか行っておらず、更正期間の統一が必要となる。</p> <p>また、課税データの管理状況と更正事務に使用する電算システムが各市町で異なるため、それらの統一も必要となる。</p>
調整の考え方	<p>各市町で異なる更正期間・過年度データの管理状況（航空写真の整備状況等）・電算システムについて、宇都宮市の制度を基準に早期に調整・整備する。</p>

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	土地改理事業換地に伴う事務		
事業目的・内容	<p>換地により閉鎖された土地については、翌年、新地番にて評価を行う。その際、地積・形状・利用状況が従前地と異なるため、全筆の地目・画地等を現地調査し、評価する。</p>		
合併に向けた課題	<p>土地改理事業換地に伴う事務は、最終的には電算システムでの入力により行われるが、独自電算システムへの情報入力と業者電算システムへの情報入力の2方法があり、電算システムの統一が必要となる。また、換地後の価格設定の考え方が各市町で異なるため、統一する必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>宇都宮市の制度を基準として換地後の価格設定の考え方を調整するとともに、各市町で異なる電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整する。</p>		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	土地区画整理事業換地に伴う事務		
事業目的・内容	<p>換地により閉鎖された場合、翌年、新地番にて評価を行う。その際、地積・形状・利用状況が従前地と異なるため、全筆の地目・画地等を現地調査し、評価する。</p>		
合併に向けた課題	<p>土地区画整理事業換地に伴う事務は、最終的には電算システムでの入力により行われるが、独自電算システムへの情報入力と業者電算システムへの情報入力の2方法があり、電算システムの統一が必要となる。また、換地後の価格設定の考え方が各市町で異なるため、統一する必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>宇都宮市の制度を基準として換地後の価格設定の考え方を調整するとともに、各市町で異なる電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整する。</p>		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	区画整理事業実施地区の仮換地評価事務		
事業目的・内容	<p>区画整理事業実施地区の中で、仮換地として指定され、使用収益が確認された場合、仮換地課税を実施している。その際、現地調査及び電算入力を行う。</p>		
合併に向けた課題	<p>区画整理事業実施地区の仮換地評価事務は、最終的には電算システム</p>		

	での入力により行われるが、独自電算システムへの情報入力と業者電算システムへの情報入力の2方法があり、電算システムの統一が必要となる。また、区画整理事業に対する課税方針や換地後の価格設定の考え方が各市町で異なるため、統一する必要がある。
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準として区画整理事業に対する課税方針や換地後の価格設定の考え方を調整するとともに、各市町で異なる電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整する。

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	農地転用許可及び届出に伴う評価見直し事務		
事業目的・内容	農地法による農地転用許可等を受けた土地については、従前地の農地と比べると土地に内在する潜在価値が異なるため、当該農地全筆を調査し、評価を見直す。		
合併に向けた課題	農地転用許可を受けた土地の評価見直しは最終的に電算システムでの入力により行われるが、独自電算システムへの情報入力と業者電算システムへの情報入力の2方法があり、電算システムの統一が必要となる。また、農地転用を受けた土地に対する価格設定の考え方が各市町で異なるため、統一する必要がある。		
調整の考え方	各市町で異なる電算システムを宇都宮市のシステムに統一調整するとともに、各市町で異なる土地の評価及び課税上の取扱いについても宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	建築概要、家屋滅失による処理事務		
事業目的・内容	家屋の状況を把握するため、新增築、滅失の資料により現地調査を行う。		
合併に向けた課題	各町の徴税吏員は同一地域の土地・家屋の担当を兼務し土地・家屋の異動を一括して処理しているが、宇都宮市の徴税吏員は土地または家屋のいずれかのみを担当となっており土地・家屋の処理を個別に行っているため、事務処理の方法を調整する必要がある。		
調整の考え方	これまでの事務処理量（異動件数）や市域の拡大に伴う事務量の増加等を踏まえ、より専門化、事務分担の細分化を図る必要があることから、宇都宮市の事務処理方法を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	住居表示による処理事務		
事業目的・内容	住居表示の実施により町名が変更になる土地を把握し、町名変更一覧表を処理して住居表示所管課へ提出する。 また、住居表示に係る地籍図修正原案を作成する。		
合併に向けた課題	現在は宇都宮市のみが実施しているが、今後各町においても実施することが予想されるため、対応方法等を整備する必要がある。		
調整の考え方	この事務を実施しているのは宇都宮市だけであることから、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	共用土地管理事務		
事業目的・内容	分譲マンションの土地の課税は、通常の共有土地の課税とは異なり、家屋の占有持分割合を基礎に土地の税額を按分し、別のプログラムで管理している。		
合併に向けた課題	共用土地管理事務は最終的に電算システムでの入力により行われるが、独自電算システムへの情報入力と業者電算システムへの情報入力の2方法があり、電算システムの統一が必要となる。また、土地の分割課税については、現在、実施している2市町は、同様な考え方で課税しているが、登記簿の敷地権割合と家屋の占有部分の割合が相当異なる場合の対応について、統一する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準として分譲マンションの土地課税の考え方を調整するとともに、各市町で異なる電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	状況類似地区の見直し事務		
事業目的・内容	定期的（3年毎）に行われる評価替えにあたり、道路共用開始・公共施設の新設など価格事情に影響する要因が変わった場合、状況類似地区を見直す。		
合併に向けた課題	状況類似地区を見直す条件、地区設定の方法・範囲、標準宅地の選定等の取扱いを統一する必要がある。		
調整の考え方	各市町における状況類似地区を見直す条件、地区設定の方法・範囲、標準宅地の選定等の取扱いが異なり、各市町の境界線付近の標準化を図ることが必要であるため、宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	地籍調査完了地区処理事務		
事業目的・内容	地籍調査完了地区は、地積・地目・形状等が変更になるため、現地調査し評価を見直す。		
合併に向けた課題	同時期に地籍調査が終了した地区において、1月1日（賦課期日）現在の登記地積が新旧混在している場合、地積が相当に増えた場合、税額が相当に増額になった場合の特例措置について、各市町で取扱いが異なるため、統一する必要がある。		
調整の考え方	各市町で異なる地籍調査完了地区処理事務における土地の評価及び課税上の取扱いについて、宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	私道非課税認定基準による申出処理事務		
事業目的・内容	私道について原則課税であるが、一定の条件を備え、公共性があるものについては、申請の年度から非課税とする。		
合併に向けた課題	取扱基準等の運用が各市町で異なるため、統一する必要がある。		
調整の考え方	各市町で異なる私道非課税認定基準の取扱いについて、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	課税取消（保留）運用基準による申出処理事務		
事業目的・内容	土地登記簿はあるが、地籍図・公図等に表示がなく、場所が特定できない土地については、所有者からの申出により課税取消・課税保留の処理をする。		
合併に向けた課題	課税取消（保留）の基準が各市町で異なるため、統一する必要がある。		
調整の考え方	各市町で異なる課税取消（保留）運用基準に係る土地の評価及び課税上の取扱いについて、宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	減免運用事務		
事業目的・内容	公共性、公益性があるものについて、首長が必要と認めるものを減免する。		
合併に向けた課題	減免運用の基準が各市町で異なり、また減免率も異なるため、取扱基準の統一が必要となる。		
調整の考え方	各市町で異なる減免運用の取扱いについて、宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	地籍図管理事務		
事業目的・内容	地籍図は、課税資料として税法上に位置付けられているため、毎年、前年の1月から12月までの分合筆、地図訂正等の表示変更を地籍図に反映させる。		
合併に向けた課題	地理情報システムを導入した場合、各町の導入時期の検討が必要となる。また、すべての市町で地理情報システムを導入した場合、現在の課税図面の取扱いについて検討を要する。		
調整の考え方	各市町で異なる地籍図の管理方法について、宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	表示異動資料管理事務		
事業目的・内容	課税上、過去の経過を残すため、分合筆、地図訂正等の申請書及び図面をマイクロフィルムに撮影する。		
合併に向けた課題	マイクロによる保存、電算図面による保存、紙の保存があるため、統一した保存方法の検討が必要となる。		
調整の考え方	各市町で異なる表示異動資料の管理方法について、宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	価格調査事務		
事業目的・内容	前年度の土地購入者に対して、購入価格等についてアンケート用紙を送付して、今後の評価の参考にする。また、農地、山林の精通者に売買		

	価額を聴取し、その価額を基礎に正常売買価額を検討する。
合併に向けた課題	精通者価格調査については、精通者の構成・人数・謝金及び価格把握の地点数が異なるため、統一する必要がある。
調整の考え方	各市町で異なる価格調査方法及び取扱いについて、宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	標準宅地の選定事務		
事業目的・内容	定期的（3年毎）に行われる評価替えに向けて、価格形成要因が変わった状況類似地区の見直しをした場合は、既存標準宅地の選定替えや新規標準宅地の選定を行う。		
合併に向けた課題	状況類似地区を見直す条件、地区設定の方法・範囲、標準宅地の選定等の取扱いを統一する必要がある。		
調整の考え方	各市町で異なる標準宅地の選定事務について、宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	標準宅地の鑑定評価事務		
事業目的・内容	3年に1度の評価替えに際し、土地評価の基礎になる標準宅地の価格評価を不動産鑑定士に委託する。また、据え置き年度においても、地価の下落が認められる場合は、市町村長の判断により評価額の下落修正ができるが、委託する標準宅地数が少ないため、ある程度類似している地区の平均的な標準宅地の鑑定を委託する。		
合併に向けた課題	状況類似地区を見直す条件・地区設定の範囲・標準宅地の選定等の取扱いを統一する必要がある。また、下落修正を実施する判断基準を統一する必要がある。		
調整の考え方	各市町で異なる標準宅地の鑑定評価事務について、宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	路線価付設事務		
事業目的・内容	市町内の路線価地区内の価格を付設するために、各標準宅地の路線価格を基に比準表によって、その他の路線価格を算出する。また、算出した価格について、隣接路線や税務署路線価との均衡を図るとともに、前年度価格と現年度価格を比較して、近隣の路線価との下落率との均衡も図る。		
合併に向けた課題	価格形成要因対象項目・データの把握方法・主要な街路からその他の街路の価格を付設する際の各要因比較のための比準表（比準項目）の統一が必要となる。		
調整の考え方	各市町で異なる価格形成要因対象項目・データの把握方法・主要な街路からその他の街路の価格を付設する際の各要因比較のための比準表（比準項目）について、宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	土地評価データ管理事務		
事業目的・内容	路線価公開図と資産評価システムセンターへの路線価公開データを管理する。		
合併に向けた課題	資産評価システムセンターへのデータ作成は、業者委託と職員対応に分かれており、統一した対応を検討する必要がある。		
調整の考え方	各市町で使用している電算システムが異なることから、同システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整するとともに、各市町で異なる土地の評価及び課税上の取扱いや行政境界の取扱いについても宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	不明地解明事務		
事業目的・内容	土地登記簿はあるが、地籍図、公図等の図面表示がなく、位置が特定できない土地については、過去の分合筆等の歴を調査し、総合的な観点から不明地として課税取消（保有）が妥当か否かを判断する。		
合併に向けた課題	不明地については、課税（取消）保留が相当か否か順次判断していくために、統一した基準が必要となる。		
調整の考え方	各市町で異なる不明地として課税取消（保有）が妥当か否かを判断する基準について、宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	地理情報システムによる固定資産税課税データ管理事務		
事業目的・内容	デジタル地番図に課税データの関連付けをして、現地調査図面作成の短縮化、補正等の自動計算、地目・画地認定、住宅用地特例の確認ができ、課税の適正化を図る。		
合併に向けた課題	各市町で未導入であるが、今後の導入にあたっては課税データの調整等が必要となる。		
調整の考え方	宇都宮市に基本となるシステムがあることから、原則として宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	電子帳票管理事務		
事業目的・内容	ホストコンピュータに保管する課税データ及び名寄帳は、一定期間しか保存できないため、保存期間の過ぎた課税データ及び名寄帳をCD等の別形式で保存し、資産税担当部局のパソコンで検索できるようにする。		
合併に向けた課題	CD保存・サーバ保存・紙保存の保存方法があり、統一する必要がある。		
調整の考え方	各市町で異なる電子帳票管理方法について、宇都宮市の制度を基準に早期に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	電算運用管理事務		
事業目的・内容	当初課税，期別更正の電算処理，総務省への提出書類の基礎資料など電算処理に関する事務を行う。		
合併に向けた課題	独自電算システムを修正する手法と業者電算システムを修正する手法の2方法があり，電算システムの統一が必要となる。		
調整の考え方	各市町で使用している電算システムが異なることから，電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整する。		

中分類	賦課	小分類	土地課税
事業名称	税制改正対応事務		
事業目的・内容	税制改正により，電算システムを修正する。		
合併に向けた課題	独自電算システムを修正する手法と業者電算システムを修正する手法の2方法があり，電算システムの統一が必要となる。		
調整の考え方	市町間で使用している電算システムが異なることから，電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整する。		

中分類	賦課	小分類	家屋課税
事業名称	家屋異動調査事務		
事業目的・内容	家屋に関する固定資産税及び都市計画税を賦課するため，新增築・滅失等の異動家屋についての現地調査や総評価見込み，年末年始完成状況の調査等を行う。		
合併に向けた課題	調査方法等の統一及び広域化をカバーするための調査体制の整備を検討する必要がある。		
調整の考え方	原則として宇都宮の制度を承継するように調整する。		

中分類	賦課	小分類	家屋課税
事業名称	家屋評価システム管理事務		
事業目的・内容	家屋評価事務の迅速化，正確化のために導入している，評価システムの運用，データ管理，変更更新等（ハード・ソフト両面）を行う。		
合併に向けた課題	評価システムの導入状況や導入機種が各市町で異なっているため，統一した評価システムを決定し，導入（変更）する必要がある。		
調整の考え方	原則として宇都宮の制度を承継するように調整する。		

中分類	賦課	小分類	家屋課税
事業名称	課税データ処理（税オンラインシステム）事務		
事業目的・内容	課税データの管理，効率的運用のため，調査・評価等の作業後の課税家屋データ及び更正処理等の課税に関するデータを，電算システムに入力する。		
合併に向けた課題	データの管理・運用の方法が各市町で異なるため，システムを一元化する必要がある。		
調整の考え方	各市町で使用している電算システムが異なることから，電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整する。		

中分類	賦課	小分類	家屋課税
事業名称	課税台帳・補充課税台帳の管理事務		
事業目的・内容	課税台帳・補充課税台帳（電子情報・紙）の管理を行う。		
合併に向けた課題	様式・記載情報を統一したうえで、電子情報のホストを一本化し、データを移行する必要がある。		
調整の考え方	各市町で使用している電算システムが異なることから、電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整する。		

中分類	賦課	小分類	家屋課税
事業名称	家屋平面図，評価資料の管理事務		
事業目的・内容	家屋調査票・平面図及び評価資料（紙で保存）の管理を行う。		
合併に向けた課題	管理場所及び保管方法について調整する必要がある。		
調整の考え方	原則として宇都宮の制度を承継するように調整する。		

中分類	賦課	小分類	家屋課税
事業名称	未登記家屋の認定・変更事務		
事業目的・内容	未登記家屋の所有者（納税義務者）の認定等家屋補充課税台帳記載事項の把握及び同記載事項変更の際の手続きを行う。		
合併に向けた課題	台帳記載事項の認定・変更に伴う手続きや、申請書等の書式を統一する必要がある。		
調整の考え方	取扱件数の実績等を踏まえ、原則として宇都宮の制度を承継するように調整する。		

中分類	賦課	小分類	家屋課税
事業名称	非課税家屋の認定事務		
事業目的・内容	非課税家屋の認定及びデータ処理を行う。		
合併に向けた課題	認定に伴う手続きや、申請書等の書式を統一する必要がある。		
調整の考え方	取扱件数の実績等を踏まえ、原則として宇都宮の制度を承継するように調整する。		

中分類	賦課	小分類	家屋課税
事業名称	特例・不均一課税適用の認定事務		
事業目的・内容	特例・不均一課税適用の認定及びデータ処理を行う。		
合併に向けた課題	認定に伴う手続きや、申請書等の書式を統一する必要がある。		
調整の考え方	取扱件数の実績等を踏まえ、原則として宇都宮の制度を承継するように調整する。		

中分類	賦課	小分類	家屋課税
事業名称	災害等による減免の認定事務		
事業目的・内容	災害等による減免の認定及びデータ処理を行う。		
合併に向けた課題	減免規定（条例）や災害等の減免の認定基準を統一する必要がある。		
調整の考え方	原則として宇都宮の制度を承継するように調整する。		

中分類	賦課	小分類	家屋課税
事業名称	航空写真による異動家屋調査事務		
事業目的・内容	航空写真を利用して、通常調査で把握できなかった異動家屋を把握・調査することにより、適正・公平な課税を行う。		
合併に向けた課題	実施の有無、内容が各市町で異なるため、実施方法の統一と未実施区域の対応について実務上の調整をする必要がある。		
調整の考え方	原則として宇都宮の制度を承継するように調整する。		

中分類	賦課	小分類	家屋課税
事業名称	建物登記済通知書処理事務		
事業目的・内容	表示及び権利の異動に関する登記済通知を受け、家屋課税台帳の登録事項の登録及び変更処理を行う。		
合併に向けた課題	様式・記載情報を統一したうえで、電算システムを一本化し、データを移行する必要がある。		
調整の考え方	各市町で使用している電算システムが異なることから、電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整する。		

中分類	賦課	小分類	家屋課税
事業名称	評価替えに伴う処理事務		
事業目的・内容	既存分家屋の評価額再計算及び新基準対応の評価システムの修正を行う。		
合併に向けた課題	様式・記載情報を統一したうえで、電算システムを一本化し、データを移行する必要がある。		
調整の考え方	原則として宇都宮の制度を承継するように調整する。		

中分類	賦課	小分類	家屋課税
事業名称	建築計画概要書処理事務		
事業目的・内容	新增築家屋把握の資料として、建築計画概要書の写しを利用する。		
合併に向けた課題	建築計画概要書(写)の集約、管理方法について調整する必要がある。		
調整の考え方	合併後は全て市建築指導課扱いとなるので、現在の宇都宮市の方式を継続するように調整する。		

中分類	賦課	小分類	償却資産課税
事業名称	申告書発送事務		
事業目的・内容	固定資産の納税義務がある償却資産の所有者に、毎年12月に申告書を発送し、1月1日現在における償却資産について、課税台帳の登録及び価格の決定に必要な事項を1月31日までに申告してもらう。		
合併に向けた課題	様式も法令で定められているため、申告書、種類別明細書の様式について大きな違いはないが、細部の調整を図る必要がある。 また、税理士宛一括で申告書を送付する取扱方法について検討する必要がある。		
調整の考え方	各市町とも電算システムを通して申告書を出力しているため、電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整するとともに、様式の細部等については、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	償却資産課税
事業名称	申告書発送補助事務		
事業目的・内容	<p>申告書発送の事前準備として、顧問税理士に直接申告書を送付する顧客の照会、少額資産所有事業者や新規個人事業者に資産の所有状況等の照会を実施する。</p> <p>未申告者に対し、申告書の提出を促すため、電話による催告、催告書の発送及び申告書の再送付を行う。</p>		
合併に向けた課題	<p>事前照会については、実施と未実施の市町があるため、調整する必要がある。</p> <p>また、未申告者に対する催告書の様式、発送時期・回数についても統一する必要がある。</p>		
調整の考え方	申告書送付に係る事前照会については、宇都宮市独自で実施している事務があるため、未申告者への催告と併せて宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	償却資産課税
事業名称	企業の設備投資照会事務		
事業目的・内容	歳入予算編成の参考とするため、一定要件を満たす納税義務者から対象者を抽出し、設備投資（見込）額等を照会する。		
合併に向けた課題	宇都宮市以外では、ほとんど実施されていないため、予算編成方法と併せて検討しなければならない。		
調整の考え方	宇都宮市以外では上三川町で電話照会を実施しているのみで、文書による照会を行っている町はないため、実施にあたっては宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	償却資産課税
事業名称	申告資産調査事務		
事業目的・内容	新規事業者を把握するため、個人・法人市民税の確定申告書・設立届や、官公署等への協力要請に基づき、国税資料を閲覧することにより課税資料の収集を行う。		
合併に向けた課題	閲覧する資料の種類や対象者の要件について統一する必要がある。		
調整の考え方	関係市町の中で、宇都宮市がより多くの種類の課税資料の収集を行っているため、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	償却資産課税
事業名称	申告対象者調査事務		
事業目的・内容	<p>未申告者に対し、申告書を提出するよう催告を行い、適正かつ公平な課税に努める。</p> <p>申告が済んでいる事業者に対しても、申告された資産内容が正しいかどうか確認するため、実地調査を行い、正確な申告ができるよう指導する。</p> <p>申告書郵送戻り分について、不明調査を行い、正しい課税客体の把握に努める。</p>		

合併に向けた課題	実地調査について、実施と未実施の市町があるため、実施方法も併せて調整を図る必要がある。
調整の考え方	未申告調査、不明調査については各市町とも実施状況に大きな差はないため、未実施の町もある実地調査と併せて宇都宮市の制度を基準に調整する。

中分類	賦課	小分類	償却資産課税
事業名称	納税通知書発送事務		
事業目的・内容	納税者から固定資産税を徴収しようとするときは、納税者に対し、文書で納付の告知をしなければならないため、電算システムにより、評価計算を行い納税通知書を出し発送している。		
合併に向けた課題	発送日等について統一を図るとともに、宇都宮市以外の各町は、土地・家屋と償却資産を合算して納税通知書を作成しているため、納税通知書の様式等についても調整しなければならない。		
調整の考え方	電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整するとともに、様式等については、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	償却資産課税
事業名称	評価計算管理事務		
事業目的・内容	受け付けた申告書を基に、評価に必要な賦課期日における償却資産の価格等を電算システムに入力し、課税標準額及び税額を計算する。なお、入力データについては、確認リストとの照合を行う。		
合併に向けた課題	評価計算に関する電算システムへの入力方法、申告様式に応じたデータの登録等について調整しなければならない。		
調整の考え方	電算システムを宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整するとともに、事務の細部については、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	償却資産課税
事業名称	大規模償却資産処理事務		
事業目的・内容	大規模償却資産の課税標準の特例通知書を納税義務者及び県知事に送付するほか、大規模償却資産課税定額調を県に報告する。		
合併に向けた課題	課税標準の特例通知書の様式、発送時期について調整するとともに、大規模償却資産の所在の有無や課税定額を超えた部分の取扱いについて現状を把握しておく必要がある。		
調整の考え方	関係市町の中で宇都宮市に最も多くの大規模償却資産が所在しており、県への報告も宇都宮市で取りまとめるのが合理的と判断されるため、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	償却資産課税
事業名称	税額更正・調定事務		
事業目的・内容	当初課税以後、固定資産の価格等の登録に移動があった場合、価格等を決定・修正し、電算処理により税額を計算し、該当納税義務者に納付書、更正通知書等を送付する。		

合併に向けた課題	税額更正処理の時期及び回数，調定報告書，価格等修正・決定通知の様式の統一を図る必要がある。 また，過年度更正の遡及年度についても調整する必要がある。
調整の考え方	税額更正を電算処理により行うことは特に問題はないが，過年度更正の実施状況が市町間で異なっているため，税の公平性や納税者への負担増を考慮しながら宇都宮市の制度を基準に調整する。

中分類	賦課	小分類	償却資産課税
事業名称	課税台帳管理事務		
事業目的・内容	固定資産の状況・価格等を明らかにするため，課税台帳の備え付けが定められており，申告及び調査に基づいて，償却資産の価格等が決定されると課税台帳に登録される。課税台帳登録事項については，電算システムや紙ベースによる管理を行う。		
合併に向けた課題	電算システムや電子媒体による管理か，紙台帳による管理か，または併用していくかを検討しなければならない。		
調整の考え方	課税台帳の管理方法については各市町間で異なっているため，実状をよく把握し，十分に検討を重ねたうえで最終的に宇都宮市の事務処理の方法を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	償却資産課税
事業名称	軽減措置管理事務		
事業目的・内容	軽減措置（課税標準の特例，非課税，減免，不均一課税）に該当すると思われる資産を取得している納税義務者から提出された申請書を審査し，適用が承認された場合には，軽減内容を管理している該当コードにより電算処理を行う。		
合併に向けた課題	軽減措置情報のコード管理や申請書様式，条例・施行規則について統一を図る必要がある。		
調整の考え方	課税標準の特例，非課税については，地方税法の規定等により市町間の取扱いは共通であるが，減免，不均一課税については要件等が異なるため，原則として宇都宮市の制度を基準に調整をする。		

中分類	賦課	小分類	償却資産課税
事業名称	家屋分離課税管理事務		
事業目的・内容	家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付け付帯設備について，償却資産としての要件を満たすものについて当該取り付けた者を所有者とみなし，固定資産税（償却資産）を賦課する手続きを行う。		
合併に向けた課題	当該取扱いについての法整備に伴う各町での実情を把握したうえで，十分に調整していかなければならない。		
調整の考え方	宇都宮市以外の各町においては該当数が少ないため，従来の扱いを踏襲しつつ，宇都宮市の実施要領及び新規市税条例を参考に調整する。		

中分類	賦課	小分類	償却資産課税
事業名称	電算運用管理事務		
事業目的・内容	現在の償却資産に関する申告，賦課及びその他の業務は，すべて電算システムを通して行う。 データ処理や帳票出力等の全部または一部を電算処理業者に委託する。		
合併に向けた課題	各市町で使用している電算システム及び帳票様式について統一を図る必要がある。		
調整の考え方	関係市町において，宇都宮市だけが独自の電算システムを所有しており，各町は外部業者に委託している。また，各町システム運用にも差があるので，宇都宮市の電算運用システムを基準として統一することを前提に調整を図る。		

中分類	賦課	小分類	軽自動車税
事業名称	課税登録・標識交付に関する事務		
事業目的・内容	軽自動車税対象車輛の課税台帳の登録及び抹消を行う。 原動機付自転車・小型特殊自動車等について課税標識の交付及び回収を行う。		
合併に向けた課題	標識交付については，平成16年4月1日に申告書の様式が全国统一されているが，上三川町のみ旧様式を使用しているため，合併時には新様式への統一が必要となるため，住民及び販売業者に対して事前の周知が必要となる。 課税登録については，申告書の保管方法や電算システムの調整が必要である。		
調整の考え方	宇都宮市と各町の電算システムが異なることから，宇都宮市のシステムに統一することを前提とし，事務処理の方法を調整する。		

中分類	賦課	小分類	軽自動車税
事業名称	賦課・調定事務		
事業目的・内容	地方税法および条例に基づき，軽自動車税を課税する。		
合併に向けた課題	電算システムの調整，事務量増加への対応が必要である。 また，税率が異なるため，調整の必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市と各町の電算システムが異なることから，宇都宮市のシステムに統一することを前提とし，事務処理の方法を調整する。		

中分類	賦課	小分類	軽自動車税
事業名称	減免申請に関する事務		
事業目的・内容	身体障害者や，公益に使用する車輛の所有者に対する課税を減免する。		
合併に向けた課題	各市町において，減免の根拠となる条例及び施行規則の減免基準の調整が必要となる。		
調整の考え方	宇都宮市の事務処理の方法を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	軽自動車税
事業名称	税オンライン運用に関する事務		
事業目的・内容	軽自動車税電算システムにより、課税台帳を管理する。		
合併に向けた課題	それぞれ異なる電算システムを運用しているため、調整する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市と各町の電算システムが異なることから、宇都宮市のシステムに統一することを前提とし、調整する。		

中分類	賦課	小分類	軽自動車税
事業名称	調定管理に関する事務		
事業目的・内容	軽自動車税の調定額の管理を行う。		
合併に向けた課題	電算システムが異なるため、事務処理の方法・業務の流れについて調整する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市と各町の電算システムが異なることから、宇都宮市のシステムに統一することを前提とし、事務処理の方法を調整する。		

中分類	賦課	小分類	たばこ税
事業名称	たばこ税賦課関係事務		
事業目的・内容	卸売販売業者が、各市町内の小売販売業者や消費者に売り渡したたばこに対して課税する。		
合併に向けた課題	電算システムが異なるため、事務処理の方法・業務の流れについて調整する必要がある。		
調整の考え方	地方税法の規定に基づき、税率、課税免除、返還控除の取扱いが各市町すべて同一であることから、電算システムの運用も含めて、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	賦課	小分類	入湯税
事業名称	入湯税賦課関係事務		
事業目的・内容	環境衛生施設の整備等を目的として、入湯客に対して課税する。 宇都宮市のみ課税実績があり、宇都宮市においては、12歳未満の者及び市内居住の60歳以上の者、その他市長が認める者が課税を免除され、上河内町においては、小学生以下の者、その他町長が特別な事情があると認める者が課税を免除される。		
合併に向けた課題	課税免除の対象者が宇都宮市と上河内町で異なるため、統一を図る必要がある。		
調整の考え方	原則として合併前までに宇都宮市の制度に統一する。		

中分類	賦課	小分類	鉱産税
事業名称	鉱産税賦課関係事務		
事業目的・内容	市町内で鉱物を掘り出した者に対し、鉱物の売り渡し価格に応じて課税する。		

合併に向けた課題	他税における電算システムの調整状況に応じ、上河内町における課税実績データの保存方法を検討する必要がある。
調整の考え方	課税団体が上河内町のみであることから、条例条文及び電算システム稼働の可否については宇都宮市の制度を基準に整理調整し、課税実務に関する運用、課税データの管理保存等関係する事務については、上河内町の手法を基本に新市に引き継ぐ。

中分類	徴収	小分類	納税指導
事業名称	納税相談関係事務		
事業目的・内容	市町税について、債権確保のため督促を始めとする滞納整理事務を執行することを目的とし、文書・電話による催告、臨戸徴収及び納税相談を行う。		
合併に向けた課題	事務の基本は、国税徴収法を機軸として執り行われており、大筋では差異はないが、電算システムなど細部について調整が必要である。		
調整の考え方	文書・電話による催告・臨戸徴収・納税相談については、宇都宮市の制度を基準に実施する。		

中分類	徴収	小分類	納税指導
事業名称	市町外居住者に対する滞納整理関係事務		
事業目的・内容	市町税について、債権確保のため督促をはじめとする滞納整理事務を行う。		
合併に向けた課題	実施の有無や手法が各市町で異なり、調整を要する。		
調整の考え方	上河内町において、特に他の滞納者と区別した扱いはしていないなど、運用が異なるが、合併後は宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	徴収	小分類	納税指導
事業名称	納付委託関係事務		
事業目的・内容	市町税納付の履行の裏付けとして、手形等の有価証券を受領する。そして、納税者または特別徴収義務者に代わり、その有価証券を支払人に提示して現金を受領し、その現金をもって納税者または特別徴収義務者に代わって納税する。		
合併に向けた課題	各市町の取扱いに大きな差異はないため、課題は特にない。		
調整の考え方	国税徴収法に則り、宇都宮市の制度（事務）を基準に調整する。		

中分類	徴収	小分類	納税指導
事業名称	催告状発送事務		
事業目的・内容	納税者が、納付すべき税を納期限までに完納しない場合、その納付の履行を促すために催告状を発送する。		
合併に向けた課題	催告の時期・様式・頻度等について、若干の差異があり、調整する必要がある。		
調整の考え方	催告の時期・様式・頻度等については、宇都宮市の手法を基準に調整する。		

中分類	徴収	小分類	納税指導
事業名称	延滞金納付書発送事務		
事業目的・内容	納期限後に収納された市町税について、延滞金の納付書を発送する。		
合併に向けた課題	延滞金の納付書を発送していない町があるため、調整する必要がある。		
調整の考え方	上河内町及び河内町では延滞金納付書を発送していないが、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	徴収	小分類	納税指導
事業名称	不明公示関係事務		
事業目的・内容	徴収金の徴収又は還付に関する書類は、郵送による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達するが、これらの送付先が明らかでない場合又は送達に関し困難な事情がある場合は、その送達に代えて公示送達する。		
合併に向けた課題	各市町の取扱いに大きな差異はないが、公示場所等、若干の調整を要する。		
調整の考え方	宇都宮市の手法を基準に調整する。		

中分類	徴収	小分類	納税指導
事業名称	高額滞納徴収関係事務		
事業目的・内容	滞納額が高額な者を抽出し、滞納整理事務を行う。		
合併に向けた課題	上河内町及び河内町では滞納額による区分は行っており、また、高額滞納を区分している宇都宮市と上三川町でも、額基準に差異があるため、調整を要する。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に、各町の滞納額の実態を考慮して調整する。		

中分類	徴収	小分類	納税指導
事業名称	訪問収納関係事務		
事業目的・内容	滞納市町税及び国民健康保険税の滞納整理を効率的かつ計画的に行うため、職員管理分の後方支援として、非常勤嘱託員を活用して訪問による徴収及び納税指導を行う。併せて市町税等の口座振替制度の勧奨を強化し、納期内納付の向上を図る。		
合併に向けた課題	嘱託員の管理及び運用に差異があるため、宇都宮市の制度を基準に運用するためには、嘱託員の業務内容や雇用条件等を見直す必要がある。 宇都宮市の徴収体制に移行した場合、嘱託員制度の実効性を担保するには、現行の異なる徴収組織の一元化と組織全体の見直しが必要である。また、一元化した場合、税システムの相違による事務量の増加が予想され、事務効率の低下が懸念されるため、早急なシステムの修正及び開発が必要である。		
調整の考え方	嘱託員の業務及び報酬に差異があるため、宇都宮市の制度を基準に地域性を考慮して調整する。		

中分類	徴収	小分類	納税指導
事業名称	夜間収納窓口業務		
事業目的・内容	納付機会の拡大のため業務時間を延長して行う。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみ実施している事業であり、実施範囲、実施場所、実施時間等の検討が必要である。		
調整の考え方	地域における需要分析および他の部局との調整（合併後の組織編成を含む）が必要となるが、基本的には宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	徴収	小分類	滞納処分
事業名称	文書送達関係事務		
事業目的・内容	納税者に対する通知は、原則として書類で行われ、その到達により効力を生じるものであり、普通郵便や配達証明、簡易書留、差置送達、公示送達を用いる。		
合併に向けた課題	地方税法に基づく事務であり、課題は特にはない。		
調整の考え方	基準や手順などの差異について宇都宮市のやり方を基準にしながら調整を図る。		

中分類	徴収	小分類	滞納処分
事業名称	徴収猶予関係事務		
事業目的・内容	<p>納税者が、災害や親族の病気また事業廃止等の事情のため、租税を差押等により強制的に徴収することが適当でない場合に、1年以内の期間を限度として徴収を猶予する。</p> <p>納税者の申請に基づいて行われ、猶予金額が50万円以下の場合を除いて不動産、有価証券等の担保を徴した上で、分割納付や納付委託により適宜徴収を行う。</p>		
合併に向けた課題	地方税法に基づく事務であり、課題は特にはない。		
調整の考え方	基準や手順などの差異について宇都宮市のやり方を基準にしながら調整を図る。		

中分類	徴収	小分類	滞納処分
事業名称	不納欠損関係事務		
事業目的・内容	納税者が、滞納処分をすることができる財産がない場合や、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときなど滞納金を徴収することが困難の場合、不良債権として滞納処分の停止を行う（執行停止、即時停止）。執行停止が3年間続いたときは徴収権が消滅する（不納欠損）。		
合併に向けた課題	地方税法に基づく事務であり、課題は特にはない。		
調整の考え方	基準や手順などの差異について宇都宮市のやり方を基準にしながら調整を図る。		

中分類	徴収	小分類	滞納処分
事業名称	督促状発送事務		
事業目的・内容	納税者が、納付すべき税を納期限までに完納しない場合、その納付履行を請求するために督促状を発送する。なお、この督促状の有無が、後の滞納処分に影響を及ぼす。		
合併に向けた課題	地方税法に基づく事務であり、各市町の事務に大きな差異はないが、督促状の手数料に関する検討を要する。		
調整の考え方	基準や手順などの差異について宇都宮市のやり方を基準にしながら調整を図る。		

中分類	徴収	小分類	滞納処分
事業名称	差押関係事務		
事業目的・内容	市町税が納期限までに納付されない場合に、時効回避と換価を目的として財産を保全する。債権（家賃、工事代金、売掛金、預金、確定申告還付金等）、電話加入権、不動産等が対象になる。		
合併に向けた課題	滞納処分で、差押を実施しているか否かで各市町で違いがあり、一つの自治体として徴収事務の統一性を図るため、差押処分を含めた滞納処分のあり方を検討する必要がある。		
調整の考え方	国税徴収法に基づく事務であり、基準や手順などの差異について宇都宮市のやり方を基準にしながら調整を図る。		

中分類	徴収	小分類	滞納処分
事業名称	換価関係事務		
事業目的・内容	徴収確保のため、差押財産（債権、電話加入権、不動産）を取立や公売、また裁判所の競売配当により回収した代金を徴収金に充てる。		
合併に向けた課題	国税徴収法に基づく事務であり、課題は特になし。		
調整の考え方	基準や手順などの差異について宇都宮市のやり方を基準にしながら調整を図る。		

中分類	収納管理	小分類	税制関係
事業名称	調定管理関係事務		
事業目的・内容	地方公共団体の歳入である市町税について、現年、滞納繰越、延滞金の収入金額を決定する調定事務を行う。		
合併に向けた課題	各市町の納税管理の電算システム及び出納会計システムが異なっており、調整する必要がある。		
調整の考え方	出納会計システムは原則的に宇都宮市のシステムを基準に統一される予定であり、各町とも税務管理のオンラインシステムとは切り離されているため、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	収納管理	小分類	納税管理
事業名称	口座振替関係事務		
事業目的・内容	納税者の納期内納付、地方自治体の徴収の合理化につながる面があることから、口座振替により地方税を納付する。		
合併に向けた課題	口座振替により納付できる税目や振替済通知書の送付、加入促進対策		

	等について各市町で差異があり，統一する必要がある。
調整の考え方	振替済通知書の発送は宇都宮市の方式に統一し，その他については宇都宮市の制度を基準に調整する。

中分類	収納管理	小分類	納税管理
事業名称	前納報奨制度関係事務		
事業目的・内容	納税の奨励を目的とし，納期のきていない税を納期のきている税と併せて納付した場合に交付する報奨金であり，第1期の納期内に第1期から第4期までの税額を一括して納付した場合に交付する。		
合併に向けた課題	各市町で，交付率や限度額が異なるため調整が必要である。		
調整の考え方	交付率や限度額を宇都宮市の基準に調整する。		

中分類	収納管理	小分類	納税管理
事業名称	収入消し込み関係事務		
事業目的・内容	納税者から納付された徴収金を徴収簿に記録（消込）する。		
合併に向けた課題	各市町で収納事務の流れや委託先，納付書の形式が異なるため，統一する必要がある。		
調整の考え方	各市町間で使用している電算システムが異なることから，宇都宮市のシステムに統一することを前提に調整し，収納事務の流れや納付書の形式などを統一する。		

中分類	収納管理	小分類	納税管理
事業名称	還付，充当関係事務		
事業目的・内容	徴収金に関して，過誤納金が発生したときは遅滞なく還付しなければならない。なお，その還付を受けるべき者に納期限の到来している未納の徴収金がある場合においては，納税手続きと還付手続きの簡素化を図るため，過誤納金を未納の徴収金に充当しなければならない。		
合併に向けた課題	各市町で，税や財務のシステムが違いため，事務処理や調書の様式が異なることから統一する必要がある。		
調整の考え方	各市町間で使用している税や財務のシステムが異なることから，宇都宮市の制度を基準に調整し，事務処理の流れや調書の形式などを統一する。		

中分類	収納管理	小分類	納税管理
事業名称	過誤納返還金制度		
事業目的・内容	地方税法の更正・決定等の期間制限等の規定により，還付できないとされている課税誤りによる超過徴収金について，過誤納返還金を交付することとし，納税者の不利益を救済し，税務行政に対する信頼の回復・確保を図る。		
合併に向けた課題	宇都宮市，上三川町，河内町では実施しており，上河内町では実施していないことから，調整する必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に調整し，過年度分の課税・収納データの一元管理を早期に実現するとともに，事務処理の流れや調書の形式などを統一する。		

中分類	証明	小分類	税証明
事業名称	所得証明書の発行		
事業目的・内容	住民サービスの一環としての市町村の公共事務に該当する証明事務で、個人の市・町県民税の課税根拠となった所得額，種類，年税額等が記載された証明書を発行する。		
合併に向けた課題	電算システムの統一及び過年度分も含めた課税データの円滑な移行，証明手数料と様式の統一を図る必要がある。		
調整の考え方	課税資料の保存の有無，証明内容等について，宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	証明	小分類	税証明
事業名称	課税証明書の発行		
事業目的・内容	住民サービスの一環としての市町村の公共事務に該当する証明事務で、所得証明に所得控除の内訳（控除額，扶養人数），年税額の内訳（市民税・県民税の所得割・均等割額）等を加えた証明書を発行する。		
合併に向けた課題	電算システムの統一及び過年度分も含めた課税データの円滑な移行，証明手数料と様式の統一を図る必要がある。		
調整の考え方	課税資料の保存の有無，証明内容等について，宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	証明	小分類	税証明
事業名称	納税証明書の発行		
事業目的・内容	地方税法に基づく証明で、市町村に交付義務が課されている証明である。市町が課税している税金の年度別・税目別の年税額・納付額・納期未到来額・未納額等の証明を発行する。		
合併に向けた課題	電算システムの統一及び過年度分も含めた課税データの円滑な移行，証明手数料と様式の統一を図る必要がある。		
調整の考え方	課税資料の保存の有無，証明内容等について，宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	証明	小分類	税証明
事業名称	完納証明書の発行		
事業目的・内容	住民サービスの一環としての市町村の公共事務に該当する証明事務で、証明書発行日現在，納税義務者に市・町税の滞納がないことの証明を発行する。		
合併に向けた課題	上三川町及び上河内町では発行しておらず，証明書の使用目的による発行区分の調整や住民への周知方法などの検討を要する。また，電算システムの統一及び過年度分も含めた課税データの円滑な移行，証明手数料と様式の統一を図る必要がある。		
調整の考え方	課税資料の保存の有無，証明内容等について，宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	証明	小分類	税証明
事業名称	営業証明書の発行		
事業目的・内容	住民サービスの一環としての市町村の公共事務に該当する証明事務で、法人の本・支店の所在地と名称、個人の場合は、納税義務者の住所・氏名・営業所在地・名称・業種等を記載した証明を発行する。主に、車庫証明、車両登録、同業者組合の設立申請、ビザの更新、社会保険加入等に使用される。		
合併に向けた課題	上三川町では証明書の名称が異なるため、名称の統一と、統一後の周知が必要となる。また、電算システムの統一及び過年度分も含めた課税データの円滑な移行、証明手数料と様式の統一を図る必要がある。		
調整の考え方	課税資料の保存の有無、証明内容等について、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	証明	小分類	資産税資料証明
事業名称	課税台帳の閲覧・証明事務		
事業目的・内容	固定資産課税台帳の登録事項の閲覧又は証明を行う。		
合併に向けた課題	電算システムの統一及び過年度分も含めた課税データの円滑な移行、課税台帳の証明種類、様式、手数料の統一を図る必要がある。		
調整の考え方	電算システム、課税資料の保存の有無、証明内容等について、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	証明	小分類	資産税資料証明
事業名称	課税資料の閲覧・証明事務		
事業目的・内容	固定資産税の課税資料、情報等の閲覧又は証明を行う。		
合併に向けた課題	課税資料の証明種類、様式、手数料の統一を図る必要がある。		
調整の考え方	電算システム、課税資料の保存の有無、証明内容について、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	証明	小分類	資産税資料証明
事業名称	閲覧・証明申請取扱事務		
事業目的・内容	地方税法の守秘義務や個人情報の保護の観点から、閲覧又は証明申請に対しては、一定の基準に基づいた取扱いを行う。		
合併に向けた課題	証明事務における取扱基準等の統一を図る必要がある。		
調整の考え方	電算システム、課税資料の保存の有無、証明内容等について、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	証明	小分類	資産税資料証明
事業名称	照会・回答管理事務		
事業目的・内容	一般の閲覧・証明申請に限らず、国又は地方公共団体の関係各機関からの照会・回答についても、地方税法の守秘義務や個人情報の保護の観点から、一定の基準に基づいた取扱いを行う。		
合併に向けた課題	照会、回答事務における取扱基準等の統一を図る必要がある。		
調整の考え方	電算システム、課税資料の保存の有無、証明内容について、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

(3) 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するもの

中分類	契約	小分類	工事関連委託契約
事業名称	発注標準（工事関連委託）		
事業目的・内容	競争参加申請者を等級に応じて区分する場合、等級別に発注の目安となる金額を定める。		
合併に向けた課題	等級別の発注標準について、各自治体間の調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併後、等級別の発注標準について、速やかに調整を行い、最終的には、宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	入札制度
事業名称	電子入札の導入		
事業目的・内容	インターネットを活用して、入札の一連の作業を行うことができるシステムを導入する。		
合併に向けた課題	導入については、宇都宮市が先行しているため、情報を各自治体に提供し共有化する必要がある。		
調整の考え方	合併後に調整を行い、速やかに宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	指名基準（物品等契約）		
事業目的・内容	有資格者名簿の中から指名競争入札に参加する者を選定するための明確な基準を定め、適正な指名の確保及び恣意的な運用の排除を図る。		
合併に向けた課題	指名についての考え方及び指名業者数について、各自治体間で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併後、指名についての考え方及び指名業者数等について、速やかに調整を行い、最終的には、宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	業務委託
事業名称	指名基準（業務委託）		
事業目的・内容	有資格者名簿の中から指名競争入札に参加する者を選定するための明確な基準を定め、適正な指名の確保及び恣意的な運用の排除を図る。		
合併に向けた課題	指名についての考え方及び指名業者数について、各自治体間で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併後、指名についての考え方及び指名業者数等について、速やかに調整を行い、最終的には、宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	徴収	小分類	納税指導
事業名称	郵便振込による徴収		
事業目的・内容	市町外勤務・在住者や定額での分納誓約ができない滞納者に対して郵便振込により納付させることで、納付場所・方法を拡大する。		
合併に向けた課題	宇都宮市では、原則として当初課税の市外在住者のみを対象としているが、各町では町内在住者や滞納の分割納付も対象としているため、市内在住者及び分割納付の扱いについて調整する必要がある。		

調整の考え方	宇都宮市では、銀行での納付が圧倒的に多く、郵便振込は、市外・県外の山間部など限られた利用となっている。これに対し、各町では、郵便振込の利用も多く、また金融機関の配置状況も宇都宮市と異なり限られているため、納税者の利便も考慮して、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。
--------	---

(4) 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整するもの

中分類	財政	小分類	財政
事業名称	使用料の見直し		
事業目的・内容	受益者負担の適正化を図るため、使用料の見直しを行う。		
合併に向けた課題	各市町の料金水準、算定基準などに差異があり、統一する必要がある。		
調整の考え方	施設等の使用料については、個別の施設の状況（建設費用、建築年数、面積、機能等）に応じて設定されるものであることから、原則として現行のまま宇都宮市に引き継ぎ、段階的に基準を見直す。ただし、道路等占用料については、宇都宮市の制度に統一する。		

中分類	契約	小分類	建設工事契約
事業名称	指名基準（建設工事）		
事業目的・内容	有資格者名簿の中から指名競争入札に参加する者を選定するための明確な基準を定め、適正な指名の確保及び恣意的な運用の排除を図る。		
合併に向けた課題	指名についての考え方及び指名業者数等について、各自治体間で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併後、2年間（平成17・18年度）は、旧1市3町の基準により運用するものとし、平成19年度から宇都宮市の例により一元化を図る。ただし、地元優先指名に配慮する。		

中分類	契約	小分類	工事関連委託契約
事業名称	指名基準（工事関連委託）		
事業目的・内容	有資格者名簿の中から指名競争入札に参加する者を選定するための明確な基準を定め、適正な指名の確保及び恣意的な運用の排除を図る。		
合併に向けた課題	指名についての考え方及び指名業者数について、各自治体間で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併後、2年間（平成17・18年度）は、旧1市3町の基準により運用するものとし、平成19年度から宇都宮市の例により一元化を図る。ただし、地元優先指名に配慮する。		

中分類	契約	小分類	建設工事契約
事業名称	発注標準（建設工事）		
事業目的・内容	競争参加申請者を等級に応じて区分する場合、等級別に発注の目安となる金額を定める。		
合併に向けた課題	等級別の発注標準について、各自治体間で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併後、2年間（平成17・18年度）は、旧1市3町の基準により運用するものとし、平成19年度から宇都宮市の例により一元化を図る。		

中分類	契約	小分類	入札参加資格審査
事業名称	定期審査		
事業目的・内容	競争入札に参加しようとする者について、工事等の契約ごとに入札参加資格申請書を提出させ、予め入札参加の資格について審査を行う。		

合併に向けた課題	申請時期，申請方法について，各自治体間で調整を図り，統一的な有資格者名簿の作成に向け検討する必要がある。
調整の考え方	平成17・18年度入札参加者資格審査申請及び審査は，各市町でそれぞれ実施するものとし，平成19・20年度の入札参加者資格審査申請時から新市として一元的に実施する。

中分類	契約	小分類	入札参加資格審査
事業名称	資格審査基準		
事業目的・内容	工事契約，製造，物件の買入れその他の契約，工事関連委託契約について，客観的審査事項及び主観的審査事項に基づき審査を行う。		
合併に向けた課題	資格審査基準が各自治体間でばらつきがあるため調整を図る必要がある。		
調整の考え方	平成17・18年度は，各市町の基準で行い，平成19年度から宇都宮市の基準に統一する。		

中分類	契約	小分類	入札参加資格審査
事業名称	等級格付		
事業目的・内容	客観的審査事項及び主観的審査事項に基づき算出した客観点数，主観点数を合算した総合点数により等級格付を行う。		
合併に向けた課題	等級格付の考え方について，各自治体間で調整を図る必要がある。		
調整の考え方	平成17・18年度入札参加者資格審査における等級格付けは，各市町の基準に基づき行うものとし，平成19・20年度の入札参加者資格審査申請時から新市の統一基準で行う。		

中分類	契約	小分類	入札参加資格審査
事業名称	有資格者名簿		
事業目的・内容	入札参加資格審査の結果，有資格者を決定したときは，これを業種別及び級別に編成して入札参加者有資格者名簿に登録する。		
合併に向けた課題	主観点数，客観点数等の公表の取組みが，各自治体間でばらつきがあるため，調整を図る必要がある。		
調整の考え方	平成17・18年度入札参加者有資格者名簿は，各市町の基準に基づき作成するものとし，平成19・20年度の入札参加者有資格者名簿から新市の統一基準に基づき一本化する。		

(5) 廃止の方向で調整するもの

中分類	契約	小分類	物品等契約
事業名称	用品調達基金		
事業目的・内容	全庁的に使用する用品（物品）の取得や管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うことを目的として用品調達基金を設置し、各種用品の集中購買を行う。		
合併に向けた課題	各市町とも、制度の有無に差異があり、若しくは、制度があっても内容に差異があるため、制度の存続も含め検討調整が必要である		
調整の考え方	購入の方法を含め調整を行い、廃止する方向で調整する。		

中分類	収納管理	小分類	納税管理
事業名称	納税貯蓄組合関係事務		
事業目的・内容	納税資金を貯蓄する組合に対し、組合を維持運営するのに必要な事務費（奨励金）を交付することにより、その活動を促進し税を確実に納付してもらう。		
合併に向けた課題	上河内町と河内町では既に廃止しており、実施している市町についても廃止を検討しているため、課題は特にない。		
調整の考え方	宇都宮市は平成16年度に制度廃止、上三川町も廃止を検討しており、合併までに廃止する。		

各種事務事業の取扱い

【住民専門部会】

(1) 現行のまま新市に引き継ぐもの

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	保険給付		
事業目的・内容	保険事故が発生した場合に金銭、物あるいはサービス（診療報酬、療養費、高額療養費、移送費等の給付）を給付する。		
合併に向けた課題	各市町とも法定どおりの事務処理を行っているため特にない。		
調整の考え方	各市町とも、保険給付については法定どおりであるため現行のままとする。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	前期高齢者の管理及び高齢受給者証の交付		
事業目的・内容	毎年、前期高齢者に対し、所得額を把握し1割負担・2割負担の区分を行う。 70歳以上（老人医療受給対象年齢前）の被保険者に対し、75歳になるまで高齢受給者証を発行する。		
合併に向けた課題	高齢受給者証の随時交付は問題ないが、合併日から8月の一斉更新までの取扱いが課題である。		
調整の考え方	合併日から一斉更新までの間、記号・番号の重複を避けるため、各町においては再度作成交付できるように調整する。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	医療費通知		
事業目的・内容	医療費適正化を推進するために、療養費を支給した被保険者に、診療年月、受診者名、医療機関名称、入院・退院の別、費用額を通知する。		
合併に向けた課題	各市町とも通知回数・内容等同様であり特にない。		
調整の考え方	各市町とも同様の業務を行っていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	国保年金	小分類	国民年金事業
事業名称	保険料納付促進事業		
事業目的・内容	住民の年金権の確保を図るため、保険料の免除・学生納付特例制度の申請の推進を図る。		
合併に向けた課題	国からの法定受託事務であり、各市町とも取扱いが同じであるので特にない。		
調整の考え方	各市町とも同様の業務を行っていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

中分類	国保年金	小分類	国民年金事業
事業名称	裁定請求の受付等		
事業目的・内容	住民のセーフティーネットの中心として、やがて訪れる老後生活の支えとして実質的に価値ある年金額を、終身にわたって確実に受給できるよう、年金の裁定請求の手続き漏れの防止を図る。		
合併に向けた課題	国からの法定受託事務であり、各市町とも取扱いが同じであるので特にない。		
調整の考え方	各市町とも同様の業務を行っていることから、現行のまま新市に引き継ぐ。		

(2) 原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	国保運営協議会の運営		
事業目的・内容	国保税の賦課や保険給付の内容等重要事項を審議し、国民健康保険事業の健全かつ円滑な運営ができるよう意見や答申をする協議会を運営する。		
合併に向けた課題	一本化に向け、委員の人数・割当等について検討を要する。		
調整の考え方	委員の人数・割当等については、新市の規模に応じたものとする。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	レセプト点検業務		
事業目的・内容	国保連合会の審査を経てきたレセプトについて、点検調査を行い、診療報酬支払いの適正化を図る。		
合併に向けた課題	レセプト点検調査について、職員が行っているところと外部に委託しているところがあるので、調整が必要となる。		
調整の考え方	国保連合会からの通知が新市に一本化されることから、宇都宮市の基準に合わせる。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	擬制世帯主変更の取扱い		
事業目的・内容	国保制度上の世帯主に関し、擬制世帯主からの申請によって国保の加入者本人に変更したい旨の届出を受け、変更を行う。		
合併に向けた課題	滞納状況の調査、基準も含めて、各市町で設けている取扱要綱等を統一する必要がある。		
調整の考え方	基本的な部分では各市町とも国の基準に基づいているので大きな差異はなく、宇都宮市に合わせる。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	第三者行為の求償事務		
事業目的・内容	交通事故等の第三者行為に関して保険給付を行った場合は、保険者として保険給付の原因となる第三者に対して損害賠償を求める事務を行う。		
合併に向けた課題	国保連合会を通して同様な処理をしており特にない。		
調整の考え方	運用面では各市町とも大差はないので宇都宮市に合わせる。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	出産育児一時金及び葬祭費支給		
事業目的・内容	被保険者が分娩等をした際、当該被保険者の属する世帯主に対し、出産育児一時金を支給する。 また、被保険者が死亡したときには、その者の葬祭を行うものに対し葬祭費を支給する。		
合併に向けた課題	税の滞納がある場合、給付制限をしているが、対象税目の範囲に差異がある。		

調整の考え方	各町では国保税のみを給付制限の対象としているが、宇都宮市では市税を対象にしており、宇都宮市の基準に統一する。
--------	--

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	多受診・重複受診者等への指導		
事業目的・内容	多受診・重複受診被保険者に対し、保健師等による健康指導等を実施して、被保険者の健康づくり対策を進める。		
合併に向けた課題	国保連合会からのリストを基に実施しているが、保健指導を自課で行うか、他課に依頼しているかが異なっており、調整が必要である。		
調整の考え方	各町では保健指導を他課に依頼しているが、宇都宮市では平成16年度から保健師による訪問保健指導を一部始めたので、宇都宮市の基準に合わせる。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	表彰制度		
事業目的・内容	健康な家庭づくりに貢献した者を表彰することにより、健康の保持増進に向けて住民の意識啓発を図るため、一定の期間、療養取扱機関において診療を受けておらず、国民健康保険税の滞納がない世帯の世帯主を表彰する。		
合併に向けた課題	表彰の基準等が市町で異なるため、統一する必要がある。		
調整の考え方	表彰を受ける対象者の基準等について、宇都宮市の基準に統一する。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	一般会計からの繰入金		
事業目的・内容	国と地方の財源調整の一環として、地方財政措置が講じられている保険基盤安定制度に係るもの、出産育児一時金に係るもの、国保事業に係る一般事務費、自治体独自の事情に基づく事務経費を、国保特別会計へ繰り入れる。		
合併に向けた課題	繰入金の根拠や基準が各市町において差異があることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	国からの通達に基づいて繰入している宇都宮市の基準に統一する。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	国民健康保険税の賦課（割合・税率・賦課限度額）		
事業目的・内容	国民健康保険事業の歳入の根幹となるものであり、所得や資産の状況さらに国保加入者数や世帯単位に応じた保険税を賦課する。		
合併に向けた課題	市町により、その基準に大きな差異がある。 国民健康保険事業を健全に運営していくため、十分な保険税額を確保する必要がある。 また、納期に差異があることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	保険給付においては同等に受けることから、その財源である保険税の賦課には公平性が求められるため均一課税とする。納期については、宇都宮市に統一する。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	減免制度		
事業目的・内容	特別の事由により、保険税を納付することが著しく困難であると認められた者に対し、税額を減免することにより、納税を容易にする。		
合併に向けた課題	要綱に差異があることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	要綱等を宇都宮市の基準に統一する。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	前納報奨金		
事業目的・内容	納期前に全納した者に対し報奨金を支払うことにより、納税意識を高めるとともに、税収の確保を図る。		
合併に向けた課題	前納報奨金は宇都宮市のみで実施しているものであることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	前納報奨金については、保険税の確保及び収納率の向上に大きな役割を果たしていることや一般市税との連携も必要なことから、今後も、宇都宮市の基準に合わせて実施する。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	短期証・資格者証の交付		
事業目的・内容	保険税を滞納している者に対し、納税相談の機会を増やすため、保険証に代えて短期証・資格者証を交付する。		
合併に向けた課題	詳細な基準について差異がある。		
調整の考え方	各市町とも基本的な考えは同様であり、詳細な部分を調整し宇都宮市の基準に統一する。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	国民健康保険給付基金		
事業目的・内容	国民健康保険財政を健全に維持するため、決算剰余金の一部を積み立て、保険給付や老健拠出金、介護納付金等に充てるときに処分する。		
合併に向けた課題	各市町とも条例に基づき給付基金を保有しており、特はない。		
調整の考え方	合併時に保有している基金は新市に引き継ぎ、宇都宮市の基準に基づき管理・運用する。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	保険証の交付		
事業目的・内容	国保加入者が医療機関に提示する被保険者証を交付する。		
合併に向けた課題	保険証の随時交付は問題ないが、合併日から10月の一斉更新までの取扱いが課題である。		
調整の考え方	合併日から一斉更新までの間、記号・番号の重複を避けるため、各町においては再度作成交付できるように調整する。		

中分類	一般廃棄物	小分類	廃棄物処理
事業名称	地域下水処理施設の維持管理		
事業目的・内容	<p>開発行為等により設置され、一定の条件のもとに自治体が移管を受けた地域下水処理施設等について、機器の保守・点検や水質検査など施設の適正な維持管理を行い、良好な放流水の水質を確保する。</p> <p>公共用水域の水質保全を図るため、工業団地排水処理施設についても、同様に維持管理を行い、良好な放流水の水質を確保する。</p> <p>また、地域下水処理施設使用料、工業団地排水処理施設使用料の賦課徴収を行ない、適正に維持管理する。</p> <p>(地域下水処理施設は宇都宮市、河内町が該当 工業団地排水処理施設は宇都宮市のみ)</p>		
合併に向けた課題	<p>現在移管を受け、維持管理を行っている地域下水処理施設は7箇所(宇都宮市6、河内町1)であり、宇都宮市と河内町の移管条件は同じである。移管条件を規定していない上三川町、上河内町をはじめ、各市町において開発行為等により設置された地域下水処理施設の現状を合併までに把握しておく必要がある。</p> <p>地域下水処理施設使用料については、両市町で差があるが、下水道使用料、農業集落排水施設使用料との整合性を保つ必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>施設の維持管理については、すでに6箇所の施設を受け入れている宇都宮市の制度を基準に調整を図る。</p> <p>ただし、使用料については、合併後3～5年で段階的に調整する。</p>		

(3) 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するもの

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	人間ドック・脳ドックの実施		
事業目的・内容	疾病の早期発見・早期治療により、被保険者の健康の保持増進と国民健康保険事業の医療費の適正化を図る。		
合併に向けた課題	補助額及び方法、対象者に格差が大きいため調整が必要である。 また、受診要件となる納税状況について、税の範囲に差異がある。		
調整の考え方	対象者の年齢、補助額等を調整のうえ新基準を策定し調整する。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	出産費及び高額療養費貸付事業		
事業目的・内容	出産育児一時金の支給を受けるまでの間に出産に要する費用を支払う必要がある場合及び高額療養費の支払いが困難な場合に、被保険者に対し、出産育児一時金及び高額療養費が支給されるまでの当座の支払いに充てるため貸付を行う。		
合併に向けた課題	上三川町では、高額療養費貸付事業についてのみ社会福祉協議会において実施している。 また、市町間で異なる貸付上限、貸付方法、貸付制限等の調整が必要である。		
調整の考え方	貸付上限、貸付方法、貸付制限等の事業内容に差があることから、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整する。		

中分類	国保年金	小分類	国民健康保険事業
事業名称	保健事業（基本健康診査補助）		
事業目的・内容	疾病の早期発見・早期治療により、被保険者の健康の保持増進と国民健康保険事業の医療費の適正化を図る。		
合併に向けた課題	各市町とも実施しているが、補助割合が異なっていることから、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	一般会計の負担割合の調整結果に基づき調整する。		

(4) 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整するもの

中 分 類	コミュニティ	小 分 類	コミュニティ活動
事 業 名 称	自治会育成		
事業目的・内容	<p>豊かな地域社会づくりを推進するためコミュニティ活動の基盤である自治組織に対して、指導助言や活動助成を行う。</p> <p>総会・役員会・研修会・表彰等を行う。</p>		
合併に向けた課題	<p>自治会長が担っている業務について、委託的業務、補助的業務としての取扱いや、自治会長の身分についても違いがあるため調整を図る必要がある。</p> <p>自治会活動等の補助金は、種類・金額等それぞれに違いがあるので調整を図る必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>各町において実施している事業のうち、一本化することが困難なものは当分の間は各地域における事業として継続する。</p> <p>自治会長の身分、補助金については各町の意向や状況等を調整しながら宇都宮市の制度に移行する。</p>		

(5) 廃止の方向で調整するもの

中 分 類	国保年金	小 分 類	国民健康保険事業
事 業 名 称	納税貯蓄組合奨励金		
事業目的・内容	納税貯蓄組合において、納税者の納付管理と意識の高揚を図ることを目的として奨励金を交付する。		
合併に向けた課題	納税貯蓄組合は宇都宮市及び上三川町のみが存在するものであることから、取扱いを検討することが必要である。		
調整の考え方	実施市町においても所期の目的は達したものであることから、廃止の方向で調整する。		

各種事務事業の取扱い

【保健福祉専門部会】

(3) 原則として宇都宮市の制度を基準に、合併までに方向付けを行い、新市に移行後、速やかに調整するもの

中分類	保健	小分類	成人保健
事業名称	健康診査		
事業目的・内容	がん・心臓病・脳卒中等生活習慣病の予防及び疾患の早期発見を図るために、老人保健法に基づく健康診査及び単独事業として各種がん検診を実施する。		
合併に向けた課題	各種がん検診については、各市町の任意検診であるため、検診項目、対象者が異なっており、検診の委託単価、受診者の自己負担額等も各市町で独自に設定（上三川町、上河内町は原則無料）している。また、宇都宮市、上河内町、河内町の医師は宇都宮市医師会に、上三川町の医師は小山市医師会に加盟していることや委託先の検診機関の選定も異なっている。さらに、電算処理システムについては、宇都宮市は独自のシステムで処理しているが、各町は外部委託であり調整が必要である。		
調整の考え方	各市町で同様な事業を実施しているが、各市町の実施実情により、集団、個別等の事業手法が異なること、住民が支払う健診手数料が異なること、担当する医師の加盟する医師会が違うなどの調整すべき課題があることから、関係団体等との調整を図り、合併までに方向付けを行い、新市に移行後速やかに調整する。		

各種事務事業の取扱い

【産業専門部会】

(2) 原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中分類	商業	小分類	商工団体支援
事業名称	商工団体への補助事業(その他)		
事業目的・内容	商工団体事業を推進し,中小企業の体質改善を図るため,商工団体(商店街連盟,青年会議所,中央会,たばこ販売,青色申告会)に運営費の一部を補助する。		
合併に向けた課題	宇都宮市では支援の必要性が薄いとの理由で,たばこ販売,青色申告会への補助を廃止しているが,合併したから削るというのは問題が多いため,他の事例と整合性を参酌して,検討する必要がある。		
調整の考え方	各市町に共通する補助金については,宇都宮市の制度を基準に統一し,たばこ販売については事業補助に組み替え,青色申告会は商工会補助金の中で併せて調整を図る。		

各種事務事業の取扱い

【議会制度専門部会】

(1) 現行のまま新市に引き継ぐもの

中分類	総務	小分類	庶務関係
事業名称	議長，副議長の随行業務		
事業目的・内容	議長・副議長が公務により外出等をする際に事務局職員（運転業務従事含む）が随行する。		
合併に向けた課題	業務内容に各市町の差異は，基本的にはないことから，合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	業務内容に各市町の差異は，基本的にはないことから，現行の業務を新市に引き継ぎ，円滑な執行を図る。		

中分類	総務	小分類	庶務関係
事業名称	情報公開		
事業目的・内容	各市町の諸活動について住民への説明責任を全うするため，各市町の情報公開条例等に基づき実施機関として会議録等の行政情報の公開を行う。		
合併に向けた課題	業務内容に各市町の差異は，基本的にはないことから，合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	制度的に各市町の差異は，基本的にはないことから，現行の業務を新市に引き継ぎ，円滑な執行を図る。		

中分類	総務	小分類	庶務関係
事業名称	議長賞交付・後援依頼		
事業目的・内容	各種団体等より議長賞の交付依頼，後援許可依頼が申請された場合に，賞状の作成及び後援許可を行う。		
合併に向けた課題	業務内容に各市町の差異は，基本的にはないことから，合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	業務内容に各市町の差異は，基本的にはないことから，現行の業務を新市に引き継ぎ，円滑な執行を図る。		

中分類	総務	小分類	庶務関係
事業名称	議員の身分		
事業目的・内容	議員の身分に関する情報を管理するため，議員台帳，議員履歴等を整備する。		
合併に向けた課題	業務内容に各市町の差異は，基本的にはないことから，合併に伴う課題は特にない。		
調整の考え方	業務内容に各市町の差異は，基本的にはないことから，現行の業務を新市に引き継ぎ，適正な情報管理に努める。		

中分類	総務	小分類	庶務関係
事業名称	各種表彰		
事業目的・内容	地方自治の振興に顕著な功績があった者等に対して、規定の議員在職年数及び年齢に達した場合に、春秋叙勲・死亡叙勲・叙位・高齢者叙勲・藍綬褒章受賞者表彰・栃木県地方自治功労者表彰の表彰の対象となることから、内申等の手続きを行う。		
合併に向けた課題	業務内容に各市町の差異は、基本的にはないことから、合併に伴う課題は特になし。		
調整の考え方	業務内容に各市町の差異は、基本的にはないことから、現行の業務を新市に引き継ぎ、円滑な執行を図る。		

中分類	総務	小分類	調査関係
事業名称	行政視察受け入れ・対応		
事業目的・内容	各市町の先進的事例を調査研究するため、他自治体の議員等が行政視察を行う際の受け入れ、視察時の対応を行う。		
合併に向けた課題	業務内容に各市町の差異は、基本的にはないことから、合併に伴う課題は特になし。		
調整の考え方	業務内容に各市町の差異は、基本的にはないことから、現行の業務を新市に引き継ぎ、円滑な執行を図る。		

中分類	総務	小分類	調査関係
事業名称	他自治体からの調査照会・回答		
事業目的・内容	議員等からの調査依頼を受けた他自治体からの調査照会に関して、関係部署等の協力を得て回答する。		
合併に向けた課題	業務内容に各市町の差異は、基本的にはないことから、合併に伴う課題は特になし。		
調整の考え方	業務内容に各市町の差異は、基本的にはないことから、現行の業務を新市に引き継ぎ、円滑な執行を図る。		

(2) 原則として宇都宮市の制度を基準に調整するもの

中分類	総務	小分類	庶務関係
事業名称	交際費		
事業目的・内容	議長が議会の円滑な執行を図るために、公務上の懇談及び慶弔等の対外的な交際に要する経費として交際費を支出する。		
合併に向けた課題	交際費支出の対象及び金額等の基準について統一する必要がある。		
調整の考え方	合併後の市域及び公務範囲の拡大を考慮に入れながら、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	総務	小分類	庶務関係
事業名称	政務調査費		
事業目的・内容	地方自治法の規定に基づき、政務調査費の交付並びにその収支及び支出の報告について各市町が政務調査費の交付等に関する条例等を定め、その規定に基づき交付する。		
合併に向けた課題	市町により交付額が異なるため、合併後の交付額について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	新市における議員の調査活動の範囲拡大等を考慮し、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	総務	小分類	庶務関係
事業名称	海外行政視察		
事業目的・内容	議員の国際的な視野の拡大を図り、住民の多様なニーズに適応した要望等を市町政に反映させるとともに、地域の特性を生かした活力あるまちづくりを推進するため、海外行政視察を実施する。		
合併に向けた課題	実施方法等について調整するとともに、時代背景及び住民感情を勘案し、合併後の事業のあり方について検討する必要がある。		
調整の考え方	合併後の事業のあり方を検討しつつ、海外行政視察の目的等を考慮に入れながら、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	総務	小分類	庶務関係
事業名称	議員年金等		
事業目的・内容	地方公務員等共済組合法に基づき、市・町村議会議員共済会より給付される3種類の年金（退職年金、遺族年金、公務傷病年金）及び2種類の一時金（退職一時金、遺族一時金）に係る手続き等を行う。		
合併に向けた課題	基本的に調整する課題はないが、加入する共済会が一本化されることから、適正な処理を行い、事業の円滑な執行を図る必要がある。		
調整の考え方	年金関係事務については、合併後の新市の報酬額等により決定されるため、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	総務	小分類	庶務関係
事業名称	議場，議会関係各室維持管理		
事業目的・内容	議員の円滑な諸活動に資するため、議場，各会派控室等の議会棟の施		

	設，設備の維持管理を行う。 また，必要な際（改選時等）には，会派及び議員数に応じた控室，必要物品等の割振り，配分を行う。
合併に向けた課題	議会活動に支障を来たすことがないように，必要に応じ，新市の議員数等に応じた施設整備を行うとともに，適正な維持管理を行う必要がある。
調整の考え方	議員定数及び任期等の決定を踏まえ，新市の事務所となる宇都宮市役所の施設・整備を有効活用する方向で調整する。

中分類	総務	小分類	庶務関係
事業名称	議長会，事務局長会		
事業目的・内容	全国の議長等により組織される団体で，協議案件，報告案件等がある場合に総会等が開催され，議長及び随員が出席する。また，事務局長により組織される事務局長会もあり，議長会と同様に会議等開催の際には，出席する。		
合併に向けた課題	基本的に調整する課題はないが，加入する議長会等が一本化されることから，適正な処理を行い，事業の円滑な執行を図る必要がある。		
調整の考え方	新市移行後は，宇都宮市が所属している議長会等の業務内容を基準に調整する。		

中分類	総務	小分類	調査関係
事業名称	議会広報紙		
事業目的・内容	議会活動の状況を広報し，住民の議会に対する認識を深めるとともに，住民の意見を広く求め，市町政に反映させるため，議会広報紙を発行する。		
合併に向けた課題	各市町により，作成内容及び編集方法等に差異があることから，調整を図る必要がある。		
調整の考え方	作成内容，配付方法等については，宇都宮市の制度を基準に調整し，議会活動に関して幅広く住民への周知を図る。		

中分類	総務	小分類	調査関係
事業名称	議会広報委員会		
事業目的・内容	広報委員会を設置し，定例会の翌月に発行する議会広報紙の内容等について必要な事項を協議する。		
合併に向けた課題	各市町により，委員会の運営方法等が異なるため，調整を図る必要がある。		
調整の考え方	議会広報紙が新市として統一されることから，議会広報委員会の運営方法等については，宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	総務	小分類	調査関係
事業名称	議会ホームページ		
事業目的・内容	議会活動を広く住民に周知し，議会への関心を高める方策として，議会専用のホームページを作成し，情報の提供を行う。		

	宇都宮市においては、平成10年度からの本会議及び平成15年度からの各常任委員会の会議録を掲載し、希望の議員、質問内容等により検索が可能なシステムの導入を図っている。
合併に向けた課題	会議録検索システムについて、旧町の過去の会議録を掲載するか検討する必要がある。
調整の考え方	議会活動を広く住民に周知し、議会への関心を高める方策として有効であると考えられることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。

中分類	総務	小分類	調査関係
事業名称	本会議放映		
事業目的・内容	議会活動を広く住民に周知し、議会への関心を高める方策として、ケーブルテレビ等を活用し、情報の提供を行う。 宇都宮市においては、ケーブルテレビを活用し、平成6年12月議会から生中継、さらに平成14年6月から再放送を開始している。		
合併に向けた課題	テレビという最も身近な媒体ではあるが、ケーブルテレビの普及率により影響されるため、他の媒体との併用も検討する必要がある。		
調整の考え方	議会活動を広く住民に周知し、議会への関心を高める方策として有効であると考えられることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	総務	小分類	調査関係
事業名称	議会図書室		
事業目的・内容	議員の調査研究に資するため、図書室を設置し、政府より送付を受けた官報・公報及び刊行物を保管する。また、図書室の住民への開放も行う。		
合併に向けた課題	各市町の図書室及び蔵書の有効活用を図る必要がある。		
調整の考え方	新市の事務所となる宇都宮市役所に現存する図書室を活用し、新市の議会図書室を設置する。		

中分類	総務	小分類	調査関係
事業名称	調査資料		
事業目的・内容	議員の調査研究及び円滑な議会活動に資するため、議会定例会終了後に当該定例会の開催状況、当該年度の予算等を掲載した資料を作成する。		
合併に向けた課題	作成内容等について、各市町により異なるため、統一を図る必要がある。		
調整の考え方	新市となった際の情報量の拡充に対応するため、宇都宮市の作成内容等を基準に調整する。		

中分類	総務	小分類	調査関係
事業名称	刊行物（議員必携、議会要覧等）の発行		
事業目的・内容	議員の円滑な議会活動等に資するため、定期的に議員必携・議会要覧・市政概要・議会のはなしを発行する。		
合併に向けた課題	各市町により、刊行物が異なることから、新市においては、統一を図る必要がある。		

調整の考え方	新市となった際の情報量の拡充に対応するため、宇都宮市の作成内容等を基準に調整する。
--------	---

中分類	総務	小分類	調査関係
事業名称	議員からの依頼調査		
事業目的・内容	議員からの調査依頼により、他自治体及び庁内関係各課等の協力を得て、調査及び資料の収集を行い、依頼議員に報告する。		
合併に向けた課題	議員の政策立案を補助し、議会の活性化に資するため、より充実した業務の執行を図る必要がある。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に調整し、新市における業務の充実を図る。		

中分類	総務	小分類	調査関係
事業名称	調査支援機能のあり方検討		
事業目的・内容	議会の「審議機能」及び「政策形成機能」の向上を図り、一層の議会改革のための具体的な方策等について、調査・検討するための組織を設置し、調査支援機能の強化を図る。 宇都宮市においては、平成15年度から議会活性化委員会を設置する等の取組を行っている。		
合併に向けた課題	分権時代における議会の政策調査機能の高度化への要請に対応するため、必要な体制を整備するとともに、より積極的な取組を行うことが急務となっている。		
調整の考え方	宇都宮市の制度を基準に調整し、新市における業務の充実を図る。		

中分類	議事	小分類	議事関係
事業名称	定例会（臨時会）		
事業目的・内容	法、条例に基づき定例会を開会し、議案、陳情等の審査等の議会活動を行う。（臨時会においても同様）		
合併に向けた課題	開催回数、開催月については、各市町同一であるが、会議規則、本会議運営に関する申し合せ、また議決事項や長の専決処分事項について、調整を図る必要がある。		
調整の考え方	定例会の開催月、回数については、各市町とも同一である。その他、本会議の運営に係る事務、関係条例・規則・申し合わせ等については、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	議事	小分類	議事関係
事業名称	各会派代表者会議		
事業目的・内容	執行部からの報告・説明等、また議会内部の事項の協議のため、各会派の代表者で構成される任意の会議を設置する。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが設置している会議であり、新市移行後の会議の形態等について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	合併後の議会の会派間の調整を図るため、会議を設置することが必要と考えられることから、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	議事	小分類	議事関係
事業名称	議員協議会（全員協議会）		
事業目的・内容	議員全員で構成する任意の会議を設置する。		
合併に向けた課題	各市町によって、協議案件、開催回数等に差異があることから、調整する必要がある。		
調整の考え方	全議員の協議の場として各市町とも設置されており、引き続き、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	議事	小分類	議事関係
事業名称	請願・陳情等		
事業目的・内容	法、規則等に基づき請願、陳情等の処理を行う。		
合併に向けた課題	請願、陳情等の取扱いに関する事務、関係規則、申し合せ等について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	請願、陳情等の取扱いに関する事務、関係規則、申し合せ等については、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	議事	小分類	議事関係
事業名称	会派担当事務		
事業目的・内容	各会派が開催する会議等の状況の把握を行い、議会内部の調整を行うものであり、宇都宮市のみで実施している。		
合併に向けた課題	宇都宮市のみが実施しているものであり、業務内容に係る調整課題はない。		
調整の考え方	会派の状況把握、議会内部の調整等を行う際に必要となるため、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	議事	小分類	委員会関係
事業名称	議会運営委員会		
事業目的・内容	法、条例に基づき、議会の運営に関する事項等について調査するため設置する。		
合併に向けた課題	議会運営委員会の設置については、各市町とも同様であるが、委員数について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	会議規則、委員会条例、申し合わせ等については、新市移行前に調整が必要なものがあるかどうか検討し、基本的には、宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	議事	小分類	委員会関係
事業名称	常任委員会		
事業目的・内容	法、条例に基づき、付託事件の審査、また所管事務調査等の委員会活動を行うため設置する。		
合併に向けた課題	各市町により、委員会名、委員数などが異なることから、新市における常任委員会の形態等について調整を図る必要がある。		

調整の考え方	会議規則，委員会条例，申し合わせ等については，新市移行前に調整が必要なものがあるかどうか検討し，基本的には，宇都宮市の制度を基準に調整する。
--------	--

中分類	議事	小分類	委員会関係
事業名称	特別委員会		
事業目的・内容	法，条例に基づき，議会の議決により付議された特定の事件について審査するため設置する。		
合併に向けた課題	各市町により，委員会名，委員数などが異なることから，新市における特別委員会の形態等について調整を図る必要がある。		
調整の考え方	会議規則，委員会条例，申し合わせ等については，新市移行前に調整が必要なものがあるかどうか検討し，基本的には，宇都宮市の制度を基準に調整する。		

中分類	議事	小分類	委員会関係
事業名称	本会議・委員会傍聴		
事業目的・内容	本会議及び委員会の傍聴に来た住民の受付事務を行うとともに，人数等の把握を行う。		
合併に向けた課題	合併後の新市の議会に適切な委員会の傍聴者数等について検討する必要がある。		
調整の考え方	現行の施設を有効活用し，受付事務等については，宇都宮市の制度を基準に調整する。		

(5) 廃止の方向で調整するもの

中 分 類	総務	小 分 類	庶務関係
事 業 名 称	各種団体への補助		
事業目的・内容	<p>退職議員により組織される団体に関する事務を行うとともに，市町政の発展等に寄与することを目的として当該団体に補助金を交付する。</p> <p>また，年金受給者により組織される協議会の育成に資することを目的に補助金を交付する。</p>		
合併に向けた課題	<p>退職議員による団体への補助については，上河内町，河内町が行っており，その取扱いに関して現状，目的，効果等を勘案し，調整を図る必要がある。</p> <p>年金受給者協議会への補助については，各町が行っており，その取扱いに関して合併後の市議会議員共済会への事務手続きの一本化に従い，調整を図る必要がある。</p>		
調整の考え方	<p>退職議員による団体への補助については，目的，効果等を総合的に判断し，廃止の方向で調整する。</p> <p>年金受給者協議会への補助については，合併に伴い，当該組織から脱退することになり，補助の対象となっていた会費納入の必要がなくなることから，廃止の方向で調整する。</p>		